

## 1. 議事日程

(平成16年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目)

平成16年9月17日  
午前10時開会  
於安芸高田市吉田公民館

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 認定第1号 平成15年度吉田町水道事業決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 平成15年度甲田町水道事業決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 平成15年度安芸高田市水道事業決算の認定について
- 日程第7 議案第52号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第53号 広島県北情報センター組合規約の一部を  
改正する規約について
- 日程第9 議案第54号 芸北広域市町村圏振興協議会規約の変更について
- 日程第10 議案第55号 安芸高田市総合計画審議会条例
- 日程第11 議案第56号 安芸高田市都市計画審議会条例
- 日程第12 議案第57号 梶矢地区水防災対策特定河川事業(第1工区)に係る  
財産の無償譲渡について
- 日程第13 議案第58号 平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第59号 平成16年度安芸高田市国民健康保険  
特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第60号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業  
特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第61号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 1 7 議案第 6 2 号 平成 1 6 年度安芸高田市浄化槽整備事業  
特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 平成 1 6 年度安芸高田市簡易水道事業  
特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号 平成 1 6 年度安芸高田市飲料水供給事業  
特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 発議第 1 2 号 有料老人ホーム等への住所地特例の適用など  
介護保険制度の改善を求める意見書について

2 . 出席議員は次のとおりである。( 6 9 名 )

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	土 居 克 之	5 番	岡 山 薫
6 番	田 中 常 洋	7 番	前 川 正 昭
8 番	平 林 克 昌	9 番	日野原 穂 澄
1 0 番	平 川 幸 雄	1 1 番	加 藤 英 伸
1 2 番	山 崎 昭 弘	1 3 番	山 口 康 文
1 4 番	小 野 剛 世	1 5 番	川 角 一 郎
1 6 番	竹 田 誠 莊	1 7 番	井 上 尚 文
1 8 番	高 坂 広 一	1 9 番	新 出 達 夫
2 0 番	塚 本 近	2 1 番	赤 川 三 郎
2 2 番	深 井 達 雄	2 3 番	三 上 夕 工 子
2 4 番	長 岡 公 次 郎	2 5 番	井 上 正 樹
2 6 番	宮 田 浩 之	2 7 番	松 野 俊 寿

28番	川先悟郎	30番	平岡正美
31番	秋広美輝	32番	川崎三千春
33番	西川佚夫	35番	岡原雪夫
36番	松村ユキミ	37番	熊高昌三
38番	藤井昌之	39番	浅枝俊通
40番	青原敏治	41番	金行哲昭
42番	杉原洋	43番	松川秀巳
44番	大前直行	45番	入本和男
46番	泉正智代	47番	山本三郎
49番	今村義照	50番	住広章
51番	佐々木博	52番	玉川祐光
53番	西山登司教	54番	井上正文
55番	岡田正信	56番	浮田洋吾
57番	山崎宅将	58番	桑岡達夫
59番	望月桂	60番	天清斐雄
61番	渡辺義則	62番	猪掛信幸
63番	高下二郎	64番	富田義弘
65番	吉村正登	66番	名川律夫
67番	宮本房宏	68番	松浦利貞
69番	増田静樹	70番	中間末雄
71番	鳴石勸	72番	亀岡等

73番 崎岡典男

3. 欠席議員は次のとおりである。(4名)

4番	山本 優	29番	新山 勝義
34番	中野 光雄	48番	今野 仁千六

4. 会議録署名議員

27番	松野 俊寿	28番	川先 悟郎
-----	-------	-----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉 更太郎	助 役	増元 正信
収入 役	藤川 幸典	参 事	小野 豊
総務部長	新川 文雄	自治振興部長	田丸 孝二
市民部長	廣政 克行	福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田 美恵子
産業振興部長	清水 盤	建設部長 兼公営企業部長	金岡 英雄
教育 長	佐藤 勝	教育次長	杉山 俊之
消防 長	村上 紘	八千代支所長	平下 和夫
美土里支所長	立川 堯彦	高宮支所長	猪掛 智則
甲田支所長	武添 吉丸	向原支所長	益田 博志
総務課長	高杉 和義	財政課長	垣野内 壮

6 . 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 ( 6 名 )

事務局 長	増 本 義 宣	事務局 次長	光 下 正 則
議事調査係長	児 玉 竹 丸	書 記	新 谷 洋 子
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~  
午前10時00分 開会

崎岡議長 おはようございます。

ただ今の出席議員は68名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成16年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたします。

増本事務局長 議長。

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より1千万円以上1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より、平成16年7月分の例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますのでご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

崎岡議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

続いて、市長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 本日は定例会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告を1点だけ申し上げます。去る、9月の7日に中国地方を横断いたしました台風18号により、被害を受けられました市民の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、災害当日は消防団並びに関係各位の皆さんのご努力により、道路復旧等にご尽力を賜りましてまことにありがとうございました。

今回の台風では農作物、農業施設をはじめ、建物に風による被害が多く見られました。被害額の主なものは、農作物で1億3千178万円、農業関係施設で5千855万円、公共施設損害額は3千730万円となり、被害合計件数が338件、被害総額は2億2千988万5千円と現在のところなっております。なお、詳細につきましては、お手元に資料をお配りしておりますので、いずれにいたしましても被害個所の復旧を早急に考えて参りたいと思います。復旧の経費等につきましても確定した段階で議会にもお諮りして参りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、行政報告を終わります。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 おはようございます。平素より安芸高田市の教育につきまして、ご指導、ご鞭撻をいただきまして、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

さて、8月18日の臨時議会におきまして、教育委員会の水戸真悟次長の辞職についてご報告させていただきました。8月19日の教育委員会におきまして、後任に学校教育課長でありました杉山俊之が昇任いたしましたので、紹介させていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

杉山教育次長 失礼をいたします。ただ今、教育長から紹介をいただきました、杉山俊之と申します。出身は甲田町でございます。今後とも崎岡議長様をはじめ、各町会派の議員の皆様には大変お世話になることと思っております。今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいいたします。失礼をいたしました。

崎岡議長 以上をもって行政報告を終わります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、27番松野俊寿君及び28番川先悟郎君を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

崎岡議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開きご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長佐々木博君の報告を求めます。

佐々木委員長 報告いたします。平成16年第3回定例会の運営につきまして、去る9月10日に議会運営委員会を開き、次のことが決定されましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から9月30日までの14日間といたしました。議事の都合により、9月18日から9月20日までと、9月23日及び9月25日から9月29日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問1件、認定3件、議案13件、発議1件で、計18件でございます。

一般質問の取り扱いについては、各会派とも答弁を含み、かつ休憩を除き、3時間の持ち時間といたします。各会派の質問の順序は、1番甲田、2番高宮、3番八千代、4番吉田、5番美土里、6番向原でございます。

次に、認定3件についてでございますが、認定3件上程の後、監査報告及び一括質疑を受け、所管の建設常任委員会に付託し、審査いたします。

委員会での審査結果は、概要報告書としてまとめ、委員長から本会議へ報告され、一括審議いたします。

以上、報告を終わります。

崎岡議長 お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は14日間とすることにご異議  
ありませんか。

〔異議なし〕

崎岡議長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は14日間と決しました。

~~~~~

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき

意見を求めることについて

崎岡議長 日程第3、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 提案理由の説明を申し上げます。本案は、人権擁護委員法第6条第3項  
の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として早稲田浩三さん及び本田清  
美さんを推薦いたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

早稲田さんと本田さんは、ともに任期満了に伴い、再任をお願いするも  
のでございます。早稲田さんは、現在まで三次地区人権擁護委員会副会長  
として人権相談のみならず、協議会運営にも関わって活躍をしてもらって  
おります。また、本田清美さんは、現在まで2期にわたって人権意識の高  
揚に精力的な活躍をいただいております。今後におきましても活発な活動を  
いただけるものと確信いたし、候補者として法務大臣へ推薦するものでござ  
います。

以上、よろしく審議の上、適当な議決をいただきますようお願いを申  
し上げます。

崎岡議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ  
いての件を、採決いたします。

本件は、早稲田浩三さん並びに本田清美さんを適任とすることにご異議  
ありませんか。

〔異議なし〕



ご異議なしと認めます。

よって、本件は、早稲田浩三さん並びに本田清美さんを適任とすることに決定いたしました。

~~~~~

日程第4 認定第1号 平成15年度吉田町水道事業決算の認定について

日程第5 認定第2号 平成15年度甲田町水道事業決算の認定について

日程第6 認定第3号 平成15年度安芸高田市水道事業決算の認定について

崎岡議長 日程第4、認定第1号、平成15年度吉田町水道事業決算の認定についての件から、日程第6、認定第3号、平成15年度安芸高田市水道事業決算の認定についての件まで、3件を一括議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 認定第1号でございます。本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して平成15年度吉田町水道事業決算の認定をお願いするものでございます。

収益的収入及び支出の決算額は収入額が1億8千367万7千90円、支出額が1億4千367万2千14円で、当期純利益は2千986万9千976円の黒字決算となりました。これを含めた未処分利益剰余金から、減債積立金150万円、建設改良積立金8千910万1千277円を予定しております。

次に資本的収入及び支出の決算額につきましては、収入額が1千920万500円、支出額が2億4千874万6千131円で、収入額が支出額に対して不足する額2億2千954万5千631円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出収支調整額1千13万5千100円と、過年度分の損益勘定留保資金9千243万5千539円。当年度分損益勘定留保資金4千787万3千715円及び未処分利益剰余金7千910万1千277円で補填するものでございます。

以上、よろしく審議の上、認定を賜りたいと思います。

続きまして、認定第2号でございます。甲田町の水道事業の決算の認定についてでございます。本案は、地方公営企業法第30条の第4項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して平成15年度甲田町水道事業決算の認定をお願いするものでございます。

収益的収入及び支出の決算額は収入額が1億1千376万7千483円、支出額が1億1千113万7千460円で、当期末純損失は7万7千637円となり、未処理欠損金は357万2千218円になりました。

次に資本的収入及び支出の決算額につきましては、収入額が2千333万3千241円、支出額が1億5千860万4千906円で、収入額が支出額に対して不足する額3千247万1千665円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出収支調整額554万3千815円と、過年度分の

損益勘定留保資金 2 千 6 9 2 万 7 千 8 5 0 円で補填するものでございます。

以上、よろしく審議の上、決定をいただきたいと思います。

続きまして、認定の第 3 号でございます。平成 1 5 年度安芸高田市水道事業決算の認定についてでございます。本案は、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して平成 1 5 年度安芸高田市水道事業決算の認定をお願いするものでございます。

収益的収入及び支出の決算額は収入額が 9 6 3 万 5 千 9 4 6 円、支出額が 2 千 4 9 5 万 5 千 4 7 7 円で、当期純損失は 1 千 5 1 9 万 6 千 1 0 9 円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額につきましては、収入額が 1 億 1 千 8 6 6 万 3 千 5 0 0 円、支出額が 3 千 1 3 1 万 9 千 7 7 6 円となりました。

以上、よろしく審議の上、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

崎 岡 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡公営企業部長 議長。

崎 岡 議 長 公営企業部長、金岡英雄君。

金岡公営企業部長 失礼いたします。認定第 1 号、平成 1 5 年度吉田町水道事業決算の認定についての要点について、ご説明を申し上げます。

まず、決算の期間でございますが、平成 1 5 年 4 月 1 日から吉田町水道事業を廃止した平成 1 6 年 2 月 2 9 日まででございます。

決算書の 1 ページ、2 ページをお開き下さい。平成 1 5 年度吉田町水道事業決算報告書でございますが、いずれも消費税及び地方消費税を含む額でございます。

まず、収益的収支及び支出の部の収入でございますが、第 1 款の事業収益の予算額 1 億 8 千 3 5 2 万円に対し、決算額 1 億 8 千 3 6 7 万 7 千 9 0 円でございます。主なものは第 1 項の営業収益で決算額 1 億 7 千 9 9 7 万 7 千 4 3 円は、水道料金を中心とした給水収益でございます。

次に、支出でございますが、第 1 款の事業費の予算額 1 億 8 千 3 5 2 万円に対しまして決算額 1 億 4 千 3 6 7 万 2 千 1 4 円でございますが、主なものにつきましては第 1 項の営業費用の決算額 1 億 2 千 4 9 2 万 4 千 1 2 5 円、施設の管理運営費に要したものでございます。第 2 項の営業外費用の決算額 1 千 8 6 9 万 7 千 9 6 円は、企業債の支払利息でございます。

続きまして 3 ページ、4 ページをお願いいたします。資本的収支及び支出の部の収入でございますが、第 1 款の資本的収入の予算額 2 千 1 6 5 万 4 千円に対しまして決算額 1 千 9 2 0 万 5 0 0 円で、主なものは第 2 項の他会計負担金の決算額 1 千 4 8 0 万 1 千円で、これは公共下水道等の公共事業の施工に伴い、水道管の移設、補償費を受けたものでございます。

次に、支出でございますが、第 1 款の資本的収支の予算額 2 億 7 千 4 9 9 万 9 千円に対しまして決算額 2 億 4 千 8 7 4 万 6 千 1 3 1 円で、第 1 項

の建設改良費の決算額2億3千211万5千621円は、施設の新設及び改良に要したものでございます。第2項の企業債償還金の決算額1千663万510円は、企業債11件の償還金でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、消費税及び地方消費税を控除した額でございます。1の事業収益が1億7千141万8千460円、2の営業費用が1億2千285万3千765円で、営業利益が4千856万4千695円でございます。3の営業外収益5万752円、4の営業外費用が1千869万7千96円で、経常利益が2千991万8千351円、6の特別損失4万8千375円を控除した当期純利益は2千986万9千976円となりました。前年度の繰越利益剰余金を含めた当期末の未処分利益剰余金は1億3千428万698円でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。剰余金処分計算書でございますが、1の当期末未処分利益剰余金1億3千428万698円の内、地方公営企業法の法定の減債積立として150万円、本年度建設改良費の補填財源及び将来の建設改良費に備えるため8千910万1千277円を建設改良積立金として処分をする計画としております。

続きまして、9ページをお願いします。貸借対照表でございますが、資産の部で1の(1)の有形固定資産の合計額が15億5千393万7千123円、(2)の無形固定資産の合計額が156万5千818円で、固定資産合計が15億5千550万2千941円、2の流動資産合計が1億83万5千398円で、資産合計額は16億5千633万8千339円でございます。なお、2の(2)の未収金3千433万6千620円の内訳でございますが、年度の中途の決算であるため、水道料金の未収金が2千930万8千902円、消費税の還付金としましては502万7千718円でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。3の負債の部でございますが、負債の合計額としましては0円で、4の資本の部の資本金合計額が6億6千787万7千265円、5の剰余金の部の剰余金の合計額が9億8千846万1千74円、資本金の合計額が16億5千633万8千339円で、資本金の合計額が16億5千633万8千339円となっております。

以上で、吉田の要点説明を終わります。

続きまして、認定第2の平成15年度甲田町水道事業決算の認定についての要点説明をご説明させていただきます。

決算の期間はこれも先ほどと同様に平成15年4月1日から甲田町水道事業を廃止した平成16年2月22日まででございます。

決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。なお、吉田町と甲田町、少し様式が違っておりますのでご了承いただきたいと思っております。

平成15年度甲田町水道事業決算報告書でございますが、いずれも消費税及び地方消費税を含む額でございます。

まず、収益的収支及び支出の部の収入でございますが、第1款の水道事業収益の予算額1億2千364万円に対しまして、決算額は1億1千376万7千483円でございます。主なものは第1項の営業収益で、決算額1億1千144万2千488円は、水道料金を中心とした給水収益でございます。

次に、支出でございますが、第1款の水道事業費用の予算額1億2千364万円に対しまして、決算額が1億1千113万7千460円でございます。主なものでございますが、第1項の営業費用の決算額1億69万6千460円で、施設の管理運営に要したものでございます。第2項の営業外費用の決算額1千31万1千454円は、企業債の支払利息でございます。

次に、決算書の3ページ、4ページをお願いいたします。資本的収支及び支出の部の収入でございますが、第1款の資本的収入の予算額1億4千140万1千円に対しまして、決算額が2千333万3千241円でございます。主なものとしましては、第2項の負担金の決算額893万1千241円で、特定環境保全公共下水道等の公共事業の施工に伴い、水道管の移設補償費を受けたものでございます。第4の補助金の決算額1千205万円は、主なものとして件より、広島県緊急雇用対策事業で補助を受けたものでございます。

次に支出でございますが、第1回の資本的収支予算額1億8千503万1千円に対しまして、決算額1億5千860万4千906円でございます。第1項の建設改良の決算額1億2千765万8千926円は、施設の新設及び改良に要したものでございます。第3項の企業債償還金3千90万1千460円は、企業債15件の償還金でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、消費税及び地方消費税を控除した額でございます。1の収益事業が1億650万53円、2の営業費用が9千808万928円で、営業利益が841万9千125円でございます。3の営業外収益232万4千995円、4の営業外費用が1千69万2千211円で、経常利益が5万1千909円、5の特別損失12万9千546円を控除した当期損失は7万7千637円でございます。前年度の繰越欠損金を含めた当期末の未処理欠損金は357万2千218円でございます。

続きまして、8ページをお開き下さい。貸借対照表でございますが、資産の部で1の(1)有形固定資産の合計額は6億6千786万2千267円、(2)の無形固定資産の合計額は43万8千394円で、固定資産合計額は6億6千830万661円。2の流動資産合計額は、合計が3千187万5千168円で、資産合計額は7億17万5千829円でございます。なお、2の(2)の未収金の内訳でございますが、年度の中途決算であるため水道料金の未収金が809万2千132円、消費税の還付金としまして285万5千420円となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。3の負債の部でございますが、

3の負債合計額は1億1千218万562円。資本の部の4の資本金合計額は2億5千604万5千58円。5の余剰金の合計額が3億3千195万209円、資本金合計額は5億8千799万5千267円で、負債資本の合計額は7億17万5千829円となります。

以上で、要点説明を終わります。よろしくお願いたします。

続きまして、認定第3の安芸高田市水道事業の認定の要点説明をさせていただきます。

決算の期間は、これにつきましては吉田町水道事業と、甲田町水道事業の統合の創設認定を受けました、平成16年3月1日から平成16年3月31日までの1ヵ月でございます。

決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。平成15年度安芸高田市水道事業決算報告書でございますが、いずれも消費税及び地方消費税を含む額でございます。

まず、収益的収入及び支出の部の収入でございますが、第1款の事業収益の予算額1千81万7千円に対しまして、決算額963万5千946円でございます。主なものは第1項の営業収益で、決算額903万2千88円は水道料金を中心とした給水収益でございます。

次に支出でございますが、第1款の事業費の予算額3千983万6千円に対しまして、決算額2千495万5千477円でございます。主なものでございますが、第1項営業費用の決算額1千14万1千738円は、施設の管理運営費に要したものでございます。第2項の営業外費用の決算額1千472万8千654円は、企業債の支払利息でございます。

続きまして3ページ、4ページをお願いいたします。資本的収支及び支出の部の収入でございますが、第1款の資本的収入の予算額1億1千992万3千円に対しまして、決算額1億1千866万3千500円で、主なものは第3項の企業債の決算額1億200万で法恩地地区配水管新設工事等の建設工事に充てるための借り入れでございます。

次に支出でございますが、第1款の資本的収支の予算額3千249万1千円に対しまして、決算額3千131万9千776円で、第1項の建設改良の決算額1千407万円は、施設の新設改良に要したものでございます。第2項の企業債償還金の決算額1千724万9千776円は、企業債の償還金でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、消費税及び地方消費税を控除した額でございます。1の営業収益が860万3千965円、2の営業費用が983万4千278円で、営業損失が123万313円でございます。3の営業外収益54万191円、4の営業外費用が1千442万902円で、営業損失が1千511万1千24円でございます。6の特別損失8万5千85円を加えた当期純損失は1千519万6千109円となりました。当期の純利益余剰金を含めた当期末の未処分処理剰余金は2千491万1千94円でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。貸借対照表でございますが、

資本の部で1の(1)の有形固定資産の合計額が22億3千519万9千391円、(2)の無形固定資産の合計額が200万4千212円で、固定資産合計額が22億3千720万3千603円。2の流動資産合計が1億1千376万8千183円で資産合計額が23億5千97万1千786円でございます。なお、2の(2)の未収金2千79万8千614円の内訳でございますが、主なものとしまして水道料金の未収金が1千273万4千987円。消費税の還付金509万1千380円でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。3の負債の部でございますが負債の合計額が2千121万4千65円、4の資本の部の資本金合計額は10億867万2千547円。5の余剰金の部の余剰金の合計額が13億2千108万5千174円、資本金合計額は23億2千975万7千721円で、負債資本の合計額は23億5千97万1千786円となります。

以上で、要点説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

この際、認定第1号から認定第3号までの各企業会計決算認定に関し、監査委員の審査結果の報告を求めます。

上国監査委員 議長。

崎岡議長 監査委員、上国英登君。

上国監査委員 失礼します。監査委員の報告を申し上げます。平成15年度分旧吉田町水道事業会計及び甲田町水道事業会計の平成15年4月から平成16年2月までと、平成15年度安芸高田市水道事業会計、平成16年の3月のそれぞれの公営企業会計について、一括してご報告申し上げます。

まず、旧吉田町水道事業会計及び旧甲田町水道事業会計につきましては、7月13日から8月3日までと、安芸高田市水道事業会計につきましては、8月11日から同月24日までの間、会計諸帳簿、証拠書類等の照合など実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、計数に誤りがなく、非違の經理はありませんでした。なお、それぞれ審査意見書をお手元に配布いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。なお、平成15年度の旧吉田町水道事業会計と、旧甲田町水道事業会計の意見書においては、それぞれ旧町ごとに前年度と比較しておりますが、平成16年2月29日での打ち切り決算となる変則的な決算であったため、単純に比較が出来かねないと思っております。それと、旧町での各監査委員さんが、合併までにそれぞれ例月出納検査及び定期監査を実施されていることを申し添えます。

次に、安芸高田市水道事業決算については、前年度との比較ができず、従来の内容と異なっておりますので、付け加えておきます。

以上、監査報告を申し上げます。失礼します。

崎岡議長 以上で、審査結果の報告を終わります。

これより本案3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 監査委員さんに一言お尋ねいたしますけども、今までもこの何年か前で  
すか、企業会計やら特別会計で消費税の還付の問題が新聞沙汰になりました。  
旧甲田町でも監査委員の方に、私、お尋ねしましたんですが、この企  
業会計においても監査報告で触れられてなかったことがあるんですよ。  
この度も消費税に対してのこの監査の実状、いかにお掴みになったかが1  
つと、それから議案に対しましてはこの消費税の還付がされるということ  
は承知しとるわけですが、当然この企業会計というのは本則課税をどちら  
もしとってだと思えます。簡易課税方式でなしに。この企業会計というのは  
大変難しい。見るところが難しいんですね。消費税の還付金がどこに入っ  
とるかというのは、口頭で言われましたけども各3条は、3条予算には抜い  
とると。消費税はどちらもないと言われましたが、他のところでは消費税  
はどこに、還付金の消費税ですよ。工事で払った消費税、住民方取った消  
費税の差額でこの水道会計へ還付が入っておるのか、お尋ねいたします。

崎岡議長 上国英人さん。

上国監査委員 ただ今の質問に対して私の答えをさせていただきます。それぞれ甲田町  
水道会計、吉田町水道会計は、それぞれご指摘のように本則課税によりま  
して、適正な処理をされておることを認めております。なお、詳しい内容  
については担当課長の方から報告させていただきます。よろしく願いま  
す。

金岡公営企業部長 議長。

崎岡議長 公営企業部長、金岡英雄君。

金岡公営企業部長 はい。失礼します。今、消費税のご質問についてでございますが、一応  
記載の個所につきましては、例えば吉田町水道事業決算報告書で申し上げ  
ますと、備考欄の所へ書かしていただいております。借受消費税及び地方  
消費税ということで、借受消費税が多いということで、還付が生じている  
という表記をさせていただきます。他のところについても同様な表  
現をさせていただきます。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 他のとこですね、例えばですね、3ページの吉田町の分で言いますと3  
ページの損益計算書の中には、その還付金はどこのところへ含まれとるの  
か。そういうことをお尋ねしとるんです。

崎岡議長 暫時休憩いたします。

~~~~~  
午前10時50分 休憩  
午前10時52分 再開  
~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

公営企業部長、金岡英雄君。

金岡公営企業部長 失礼いたします。今の5ページの損益計算書のところで、通常の簡易課

税の場合はそこへ出てくるということなのですが、本則課税ということで出てきておりませんので、表現としては先ほど申し上げましたページのところへ記載をさせていただいているということでございます。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 じゃあ、最初の消費税云々かんぬんというのは出ておりますが、先ほど言われましたように1ページ、2ページ出ておりますよね。2ページに。それ以外にはそいじゃあ、還付の数字がまったく入っとらんということですよ。

金岡公営企業部長 議長。

崎岡議長 公営企業部長、金岡英雄君。

金岡公営企業部長 すいません。大変失礼いたしました。そういうことで、ここの備考欄に書いてありますところへ書いたものでございます。借受消費税と地方消費税、その差額が借り受けが多かった場合、還付ということでの表現でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

本案3件については、所管の建設常任委員会に付託して審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案3件については、建設常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

崎岡議長 この際、11時10分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

日程第7 議案第52号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

崎岡議長 再開いたします。

日程第7、議案第52号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。



児玉市長 議案第52号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、安芸高田市特別職報酬等審議会条例に基づきまして、8月9日に審議会へ諮問いたし、同日及び同月25日の2回にわたる審議会での審議を経て、8月27日付けでいただきました答申により、議員の報酬額を改正しようとするものでございます。なお、改正後の報酬額につきましては、11月に執行を予定しております市議会議員一般選挙で選出された議員が対象となります。また、報酬額は広島県内の市では最も低い庄原市と同額とするものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なるご審議を賜りますようお願いをいたします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、議案第52号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、要点のご説明を申し上げます。

一部改正の内容でございますが、第2条中、議長月額28万8千円を、議長月額41万円に。副議長月額23万円を副議長月額35万5千円に。議員月額21万7千円を議員月額32万5千円に改めるものでございます。

次に第5条ただし書中、「『100分の140』とあるのは『100分の160』と、」を「『100分の140』とあるのは『100分の210』と、」に、「『100分の160』とあるのは『100分の170』とし、」を「『100分の160』とあるのは『100分の230』とし、」に改め、「100分の15」を「100分の20」に改めるものでございます。

この内容の100分の140という、初めに掲げておりますのは、職員の一般職、次に掲げてありますものは、議員さんの額を提示したものでございます。附則といたしまして、この条例は平成16年12月1日から施行するものでございます。以上で要点の説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 69番。先ほど市長の方から提案理由の説明、あるいは総務部長の方からいろいろ説明があったと思うんですけど、安芸高田市が誕生いたしました起点におきましては、様々な掟の中で特別職については専決処分で3月1日から実行されるというように記憶をしております。本定例会におきましてこうした特別職の報酬改正をご提案なさったことについてはいさ

さか疑問を持ちませんけども、諮問をなされ、答申をなされ、いろいろと心中はお察し申し上げますけれども、これから安芸高田市の未来を祝す意味において、特別職にもいろいろあるわけでございます。ご提案いただいておりますことにつきましては、議員のみでございますけれども、提案者の市長さんとして、お気持ちを再度お尋ねしてみたいと思います。以上。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 特別職の報酬の問題については、いろいろ論議があるところであるわけですが、我々としては報酬審議会に各界の有識者で構成する報酬審議会、これは今まで各町でもやられておったわけですが、それに諮りましてご判断をいただいたと、こういうところがございます。その判断に基づいて上程をさせていただいたと、こういうことございまして、額の問題につきましてはいろいろ論議があると思いますが、審議会の意見を尊重するというので提案をさせていただいたわけでございます。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 はい。再度お尋ねをしてみたいと思います。ちょっと私勉強不足でお許しをいただきたいと思いますが、特別職の報酬審議会というのは旧町単位もあったわけですが、現在安芸高田市の特別職の報酬審議会の委員さんと申しますか、お名前をちょっと私、入力いたしておりませんので、発表してよろしいものか、私はよく私は知りませんが、お手元にあるようでしたらお示しをいただきたいと思います。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 安芸高田市特別職報酬等審議会という条例を設置させていただいております。その中で住民代表、また各種団体という状況の中でもございますが、基本的に今回のこの報酬等審議会の委員さんの選任に当たりましては、今まで今回の合併に伴いまして法定協議会の委員さんがおられまして、いろいろ合併につきましてもですね、いろんな角度でいろいろなかたちをご審議していただいたところでございます。そういう精通者ということで、今の法定協議会の委員さんの学識経験者ということを中心にですね、選任をさせていただいたところでございます。10名ほど選任をさせていただいております。

まず、住民代表といたしまして美土里町の佐藤仁志様、それと吉田町で新本正則様、甲田町で秋政哲江様、向原町で金川豊久様、湧永製薬株式会社の広島事業所の総務部長木野実様、高宮町の住民代表の熊高一雄様、高田郡農業協同組合代表理事の副組合長でございます篠塚忠信様、それと安芸高田市内の6町の商工会の幹事会の商工会長をやっていただいております富永秀雄様、八千代町の住民代表といたしまして松田紀雄様、安芸高田市の女性連合会の会長といたしまして門橋政子様、以上10名の方により報酬審議会をですね、開催させていただいたところでございます。

以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

鳴石議員 議長、71番。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 この条例改正議案は、今日この場で即決するんですかどうですか。議長は。

崎岡議長 即決でございます。

鳴石議員 即決をする。費用弁償の一部を改正すると言ってただし書中、100分のなんぼ、100分のなんぼとありますが、これは参考資料として金額がいくらになるかというのは、やはり付けて出すべきではないのか。議員のみんな内容がようわからん間に、この多数決、議決をしてもらやあええんだというような、執行部の姿勢は良くないと思うんですよ。議員の皆さんがよく理解をして、賛否を表明すると、そういう議案の出し方をするにはやはりこの参考資料等も付けてすべきではないか。この改正率を公表しますと、それだけでなく財政厳しい、厳しいと言っているのに、これだけたくさんの特別手当をもらうのかと、市民の皆さんは納得をされないと思うんです。報酬審議会の委員の皆さんに審議をしてもらったと言われますが、こういう人たちは非常に裕福な、非常に経済的に余裕がある人だろうと思うんです。一般の市民から見ますと、納得のできない額になると思うんです。議長はこれを即決をするんだという気持ちのようですが、これは即決をするのではなくて、最終日に議決をするというふうな議事進行をされたいと、私は考えています。

崎岡議長 議会といたしましては、先ほど議会運営委員長の報告がありましたように、この案件については、既に議会運営委員会で審議していただいておりますので、そういうことで本日提案されているものでございます。

鳴石議員 議長、暫時休憩を求めます。71番。

崎岡議長 暫時休憩をいたします。

失礼をいたしました。賛成動議がありませんので、暫時休憩を取り消しいたします。

鳴石議員 これは動議賛成、休憩をせいと言ったら、「賛成」というのがなげにゃあせんというんでなしに、その運営については議長の考え方一つでできるわけなんで、休憩するのに動議がなげにゃあ休憩できんというような問題じゃないんです。これは適宜に議長がこの議案の審議の状況を見ながら、やっぱりそういう空気があるなら休憩をすれば、できることなんで。

崎岡議長 暫時休憩を取り消しまして、審議に入りたいと思います。

亀岡議員 議長、72番。

崎岡議長 72番、亀岡等君。

亀岡議員 このただし書の中にですね、今71番議員からも指摘がございましたが、実際、これでいきますと待遇は良くなるわけですね。先般ですね、報酬審議会が開かれてこのような審議会の答申が出たということですね、そのことが新聞記事に載っていたわけなんですよね。その記事の末尾の方にて

すね、市長がやはり自分の報酬もですね、削減していくという意向をですね、これ、新聞記事に出ていたんで、実際の市長の気持ちというのは分かりませんが、記事には自らも待遇を改善していくんだと。改善というのは削減していくというのをですね、明言をしておられるんですね。ここでやっぱり大事なことはですね、そのような状況の中でですね、報酬審議会の答申の中身ですね、中身の中でどのようなことが主張されているんか。強調されているんか。私はやっぱりそここのところが大事だと思うんですね。少し伺いますのに、早い時点でですね、議会もそういう方向で自らを厳しくですね、自粛していかんやあいけんのじゃないかといった意味のことが答申案の中に附帯した意見としてですね、あるわけですね。ですが、これを何ら関係せずにこの9月議会でこのままこれが決まっていけますとですね、報酬審議会が示しておられる附帯意見といいますか、そのことはなきにも等しいということに私はなると思うんですね。ひとつ、その点についてもですね、見解をですね、提案側の見解を明確にさせていただきたいと思えます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 この答申についてはここにあるとおりの答申でございます。審議の中での審議会の委員さんの意見は、述べられておるわけでございますが、結論としてはこの答申が出ておると、こういうことでございます。したがって、これを尊重すると。審議の中での意見は、今後これを実施する中で非常に今厳しい、民間も経済状態にあると、そこらを勘案しながら実施に当たっては考慮してもらいたいと、こういうことが論議の中にはあったということは伺っております。したがって、三役、四役についてもですね、答申は答申として受けさせていただきますが、今後いつの時点が分かりませんが、やはり総合的な考え方で大改革をする時点があると思えます。その時には、自らやはり身を正すと、こういうことも私個人的には考えておるわけでございますが、その時期はまだ来ておらないというように、私は考えておるわけでございます。議員さんの皆さんも同様の考えの方もおられるかとも思いますが、答申は答申として受けて、その後やはりそれぞれの中でどのようにするかというのは、今後やはりこの論議の中で決められることではなからうかと、このように考えております。

どこの市町村に見てもですね、一応決まった額は決まった額として決定をしておるが、特に大行政改革をする時には、自らやっぱり身を削っていくという姿勢を示さないと、職員にも示しがつかんという時点がおそらくあると思えます。そういう時点には我々もそういう考え方をしていきたいと、このように考えております。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

鳴石議員 議長、71番。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 もらう人はたくさんもらった方がいいと思うんですが、これも市民の納

めた、すべてではないですが、税金になるわけです。現行よりもこの条例改正がされると、例えば12月期の期末手当を見ますと、倍額な100%以上の引き上げになると思うんです。現行で議長が56万3千400円が、113万1千600円、副議長44万9千650円が97万9千800円、議員が現行が42万4千235円が89万7千円。こういう高額な金を手当としてもらうようになるわけです。このことは、先も言いましたように到底市民の理解を得られるものではないので、一たん休憩をして十分協議をし、額を引き下げよう案を考えるべきではないかと思えます。これは、議長の考え一つでどうにでもなることなんで、議会の運営をよく考えて諮っていただきたいと思えます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

鳴石議員 議長、71番。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 先の質問でも言いましたように、この50%以上の引き上げになるこの手当、到底市民の納得の得られる額ではありませんので、こういう高額な引き上げの条例改正に、私は反対をいたします。以上。

崎岡議長 反対討論は他にはありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

入本議員 議長。

崎岡議長 45番、入本和男君。

入本議員 我々が審議する上において、非常に難しい問題であろうかと思えます。それ以前の問題まで、今審議することになりますと、議員定数まで遡って審議しなきゃいけないような問題が、今日、今叫ばれておるような気がします。既に中国新聞等でですね、1億2千万の金が無駄遣いされとると、非常に議員の姿勢を正すような中傷的な意見もでておるわけです。在任特例という我々は議決したのも、議員活動においてですね、住民の付託に真摯に答えるために、こうした在任特例の期間において方向性を見定めるという中でですね、また、審議会がこうした議員の報酬も審議されて、一応認められとると。合併協において議員定数も議員の意見が通らず、どちらかと言えば学識経験者の意見が通ってですね、来とると。それを議員が納得して今日の議会で意見を交わし、闘つとるわけでございます。特に我々自身の問題は、こうした認識者のもとに委ねて、我々はそれに似合う行動をするのが今課せられとる我々の責務ではないかと思えます。よって、こうした審議会の意見を我々は忠実に守り、残された議員生活並びに新市

になった議員さんは、額に見合った各行動をされるのが、私は一番適切だと思ひまして、本日出されました費用弁償については賛成いたすものでございます。

崎岡議長 他に討論はありませんか。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 反対討論。討論いうものは交互にやるものでしょ。だから反対討論。

崎岡議長 反対討論があるようでございますので、反対討論に入ります。

岡田議員 諮問委員会がそれはそれなりの結論を出されたようですが、先ほども質問とか、市長の答弁でありましたようにですね、諮問委員会でも諸手を上げてこの金額を示したような様子じゃないんですよ。いろんなことを考えて、減額せにゃならんというようなことを言われておりますよ。ですから、先ほど鳴石議員も言われましたが、市民感情から言っても、これだけ引き上げるということは私、50番岡田も反対いたします。以上です。

崎岡議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

山本議員 議長。

崎岡議長 47番、山本三郎君。

山本議員 先ほど同僚の入本議員が非常に貴重な意見を述べられましたが、私もその意見に非常に感ずるところがあるわけでありますが、加えて申しますと、今までこの今日におかれる行政あるいは大きく申しますと国会におく政治等につきましての国民の関心というものを考えた時に、非常にこの議員の資質というものが、問われとると思います。そうした意味のいろいろな幅広いことを考えて、そして審議会でやられとると思います。そしてまた、現在におかれとる、国におく経済情勢あるいはそれに大きな広い視野のものを組み入れた審議会での話がされて、こういう結果で我々に問われとると思いますんで、そして、今後これから安芸高田市を本当にどのように市を変えていくかということになりますと、本当の意味におきまして若者が政治に関心を持つということが非常に問われるんじゃないかと思います。今、今までの議員報酬というものは、若い者がそこへ出るという場が非常に難しかったと思います。だから私は、今回のこうした安芸高田市の合併によって、さらなる行政あるいは政治に関心を持つ意味におきまして、若い者たちがこういう場にどんどん覗いて、しっかり議論される場へ覗くということは、大切でありますので、しいて言いますと、この議員報酬が高い、安い、これはあるかもわかりませんが、今回の議員報酬につきましては、審議会の意見を尊重して私は賛成すべきだと思います。以上です。

崎岡議長 他に討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第52号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第53号 広島県北情報センター組合規約の一部を  
改正する規約について

崎岡議長 日程第8、議案第53号、広島県北情報センター組合規約の一部を改正する規約についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第53号、広島県北情報センター組合規約の一部を改正する規約についてでございます。

本案は、平成16年11月4日付けで神石郡油木町豊松村及び三和町が、広島県北情報組合を脱退し、平成16年11月5日に神石郡油木町、神石町、豊松村及び三和町が合併し、神石高原町が設置されることにより、新たに加入することに伴います規約の変更でございます。

よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは議案第53号、広島県北情報センター組合規約の一部を改正する規約について、要点をご説明申し上げたいと思います。

この規約は、先ほど市長が説明を申し上げましたように、平成16年11月の5日に神石郡の油木町、神石町、豊松村及び三和村が合併をして、新たに神石高原町が誕生いたします。当組合の構成自治体でございます、神石郡の油木町、豊松村及び三和村が前日をもって当組合を脱退し、新たに神石高原町が加入をするものでございます。

次に、豊松村という村がございましたが、村がなくなりまして、すべて市及び町になりますので字句の訂正がございます。さらに第14条で、この規約には解散に伴う規定がございませんでしたけども、来年の3月の30日、当組合、役割を終了しまして解散という状況になりますので、その解散に関する規定を加えたものでございます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第53号、広島県北情報センター組合理約の一部を改正する規約についての件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第54号 芸北広域市町村圏振興協議会規約の変更について

崎岡議長 日程第9、議案第54号、芸北広域市町村圏振興協議会規約の変更についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第54号、芸北広域市町村圏振興協議会規約の変更についてでございます。

本案は、平成16年10月1日に山県郡加計町筒賀村及び戸河内町が合併し、安芸太田町として協議会へ新たに加入することに伴います規約の変更でございます。

よろしく審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、議案第54号、芸北広域市町村圏振興協議会規約の変更について、要点をご説明申し上げます。

ただ今市長がご説明申し上げましたように、平成16年10月1日に、山県郡加計町筒賀村及び戸河内町が合併し、新たに安芸太田町が誕生いたします。したがって、この協議会に安芸太田町が参画をするということに伴います規約でございます。村がなくなりますので市町ということで字句の訂正並びに第6条中、委員が18名を16名にすると。構成団体



が減少いたしますので、委員の減少を規定するものでございます。以上で  
ございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第54号、芸北広域市町村圏振興協議会規約の変更につい  
ての件を、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第55号 安芸高田市総合計画審議会条例

崎岡議長 日程第10、議案第55号、安芸高田市総合計画審議会条例の件を議題  
といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第55号、安芸高田市総合計画審議会条例でございます。

本案は、地方自治法の第2条第4号の規定に基づきまして、安芸高田市  
における総合計画を策定するため、審議会を設置するものでございます。  
本市の総合計画の策定は、市制を施行して初めての総合計画であり、合併  
時に作成いたしました新市建設計画を踏まえながら、本市の個性を見出し、  
戦略を持った市政運営の基本方針を示すとともに、市民と行政がそれぞれ  
の役割と責任を担い、協働して新しいまちづくりを進めるため、平成17  
年から平成26年までの10年間の指針として策定するものでございま  
す。

安芸高田市総合計画審議会は、市民の代表者、学識経験者、市議会議員、  
各種団体代表者等で構成し、総合的、専門的な見地から調査や審議を行う  
市長の付属機関として設置するものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なるご議決を賜りますようお願いを申し  
上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、議案第55号、安芸高田市総合計画審議会条例について、要点をご説明申し上げたいと思います。

安芸高田市では今年度安芸高田市の総合計画を策定することとしておりますけども、この総合計画は地方自治法の第2条第4項の規定に基づきまして、策定が義務づけられておりまして、それをするものでございます。この策定に当たりまして、市長の諮問する事項を調査審議するものでございます。

所掌の事務でございますが、第2条審議会の所掌事務は次のとおりとするということございまして、地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想の策定に関すること。2号としまして基本構想に基づく基本計画に関すること。第3項としまして、前2号に定めその他、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関することという3点でございます。

次に組織でございますが、審議会の委員は25名以内をもって組織することといたします。委員でございますが、そこに掲げておりますように、市民の代表、学識経験者、市議会議員、関係行政機関、各種団体の役職員等を予定をしております、3項に掲げておりますように各界、各層の幅広い分野から選出するように努めていくものでございます。

次のページであります。4項で委員の任期を定めております、委員の任期は委嘱の日から第1条に規定する市長の諮問事項に関わる調査審議が終了する日までとするとしております。

次に会長、副会長、会議等々につきましては通常のものでございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

意見の聴取ということで審議会は必要であると認めた関係者の出席を求め、その意見を聞くことができるという規定を入れております。なお、この事務につきましては、自治振興部の企画課において処理するものでございます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

宮本議員 議長。

崎岡議長 67番、宮本房宏君。

宮本議員 省略されました審議会の第4条の、審議会の会長及び副会長規定とあります。この委員の互選によってですが、会長は議員でもなり得るということなんですか。

次の審議会条例なんですけれども、審議会の会長及び学識経験者のある者の内から委員の互選によるというふうになっておりますけれども、ここの相違点を説明をいただきたいと思っております。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 この条例によりますと、議員が会長になってはいけないという規定はございませんので、なれるというふうに思います。私どももこの間、6町並びに近隣の市長のこうした条例等を調査させていただきましたけども、いずれもこのようなかたちになっておりますので、近隣の状況においてもそのような規定であるというふうに考えております。以上でございます。

宮本議員 議長。

崎岡議長 67番、宮本房宏君。

宮本議員 まことに恐れ入るんですが、56号の次の提案の中の第5条には、審議会の会長を置き、あえて学識経験者のある者の内から委員の互選によりこれを定めるというようになっておりますが、おそらく審議会の区域の中の違いだと思うんですけど、そこでどういうふうに解釈をして、そういうふうになっとるか、お尋ねをしたいと思います。

崎岡議長 55号の案件ですが、56号の意見とは違うんですか。ちょっとお伺いをいたします。

67番、宮本房宏君。

宮本議員 申し訳ありません。私の勘違いでございました。総合計画と都市計画の審議会というふうなことを間違っておりました。失礼します。訂正します。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

明木議員 議長。

崎岡議長 1番、明木一悦君。

明木議員 市政運営に関わる重要な審議会の条例ということですね、これから17年から平成26年、10年間にわたっての総合計画をこれから審議していくという内容のものだと思います。今、実施されてますまちづくり委員会の準備委員会というのがありますけど、そちらがまずどのようにここへ関わってくるのか。またですね、今回のまちづくり準備委員会についてはですね、以前質問させていただきまして、お願いもした、この議場においてお願いをしていたんですけど、非常に残念なことに女性の方がですね、24名の中には3名しかおられないという状況があります。これからのですね、共同参画を考えていく中でやっぱりその辺りが必要じゃないかと思われまして、で、市長がこれを委任されていくわけですけど、その中に女性の登用をですね、どのように考えられるか、またですね、まちづくり委員会のこの準備委員会の名簿を見させていただきますと、平均年齢が非常に高いです。これから先ですね、安芸高田市をつくっていくこの総合計画において、もっともっと若者の意見もですね、取り上げていただきたいという思いがあります。そういう中で、この25人以内の委員をですね、どのようなかたちで選考されるのか、この市民の代表というところがありますけど、どのようなかたちでそれを選ばれていくのか、そういう割合ですね、比率等ですね、どのようなふうにか考えられているのか、お尋ねいたします。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 まず、まちづくり委員会の準備委員会が近々発足いたしますけども、それとの関係をお尋ねでございます。まちづくり委員会の準備委員会は、まずはまちづくり委員会がどのような機能、組織を持つべきかということを経験をさせていただくようになっておりますが、委員会に移行する以前に審議会をですね、立ち上げるという可能性もございます。そういった意味ではまちづくり委員会のそれぞれの委員さんは地域振興会の中で汗をかいて、現場で活躍をしていただいとる、そういった方でございますので、そういった方を中心にして、市民の代表ということの中で、参画をさせていただくということはあるのではなからうかというふうに考えております。そういった意味では、まちづくり委員会の準備会のメンバー、将来的にはまちづくり委員会の委員というかたちの委員さんがここに入ってご活躍をいただくということがあり得るだろうというふうに考えております。

それから女性が少ない等々の問題でございますけども、女性の登用につきましては各界、各町の広い分野から選任をするという規定もございますので、市長の方で女性若しくは若者の登用ということについては十分検討させていただくようにしたいというふうに考えております。

それから、第3条第2項の各部門に定めております市民の代表以下の割合等につきましては、これは今後十分そういったご意見を踏まえながら割り当てを行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

竹田議員 議長。

崎岡議長 16番、竹田誠荘君。

竹田議員 16番、竹田でございます。学識経験者という者がここに上がっておりますが、選出方法はこの都市計画に詳しい学識経験者を選ぶのか。今まで安芸高田市にしても、旧甲田町にしても学識経験者という者が、その都度似合った学識経験者でない人が多いと、私は思うんでございますが、この点、学識経験者をどのように選出されるのか、これをひとつお尋ねいたします。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 ただ今の、学識経験者をどのように選考するかということでございますが、安芸高田市におきましても各界で当然ご活躍をされていらっしゃるかたもございますし、さらにそういった経験をもって基本的な知識もお持ちをいただいているというケースもございます。また、状況によりましたら大学の先生等、外部からお招きをするというケースも考えられるだろうというふうに思います。いずれにしましてもそういった専門的な知識等をお持ちの方に、なっさせていただくということを想定しておりますので、その点につきましてはこういうことをご理解をいただきたいと思っております。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

崎岡議長 37番、熊高昌三君。

熊高議員 37番、熊高ですが、この総合計画審議会ということで、先ほど部長の方から地方自治法に基づいてということですが、市議会議員が委員の中に入るということですが、これはその地方自治法に基づいてということ市議会議員が入るといふような方向が示されておられるのか、そうであってこの委員が市議会議員が入るといふことの中で、割合はどの程度にするのか、方向がある程度考えておられるのなら、その方向性を示していただきたいと思います。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 はい。ただ今の市議会議員がこの審議会に出向されるとあるけども、地方自治法に規定されてるかということですが、このことは地方自治法には規定をされていないというふうに認識をしております。

次に、委員の割合でございますけども先ほど申し上げましたように、各界、各層の幅広い分野から、さらには先ほどございましたように女性の登用、若者の登用等々、ご要望いただいておりますので、そこら辺りを勘案しながら配分していきたいというふうに考えておりますので、現在の段階ではこういう答弁でご理解をいただきたいというふうに思っています。

熊高議員 議長。

崎岡議長 37番、熊高昌三君。

熊高議員 はい。自治法に定めておられないけども、今回市議会議員を委員として入れるということですが、この総合計画審議会で出されたものは、当然、将来議会でいろんな場面で検討していくというようなことになろうと思えますね。これまでも各町でこういったものには議員も入っておったという経緯もあると思えます。先ほどの中にも近隣の状況もそうだというふうなことでお話しもありましたが、市議会の議員ができるならば入らずに審議会は審議会としてやられたものを、しっかり後々議会在が精査をしていくというかたちが本来の姿ではないかなというふうな気がしますし、先ほど明木議員が言われましたように、市議会には非常に女性が少ないですから、女性のそういった配置をするためにも、市議会をなくして、たくさん女性が入るような、そういった体制づくりも逆に必要じゃないかなというふうな、私は思いがしておりますので、その辺についてのお考えがあれば、お伺いしたいと思います。なお、先ほど宮本議員も言われておりましたが、56号とのたまたますぐ議案が出てくるんで、その3条当たりの文言の書き方。今回提案されたのは、学識経験者、次に提案されるであろうものには学識経験のある者とか、微妙に表現が違うわけですがけれども、ここの統一性というのはどうなんかなという気もしまして、そこらもお伺いしたいと思えます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 ただ今、市議会の議員はこの審議会から外して、でき上がったものをつかり議論するというでもいいのではないかと、こういうご意見をいただきましたけども、今回の策定に当たりまして、どのように審議会の中で調査、審議をしていただくかということにつきましては、会長並びに審議会のご意向もごございますので、慎重に決していかなければなりませんし、今後のことも、今後のご議論にはなるだろうというふうに思いますが、通常、やはり途中の段階でいわゆる調査、または審議をしていただくケースがあるものと想定をされます。そうした場合に、それぞれの団体等からですね、出ていただければ、持ち帰ってご議論もいただくというふうな局面もあるのではなからうかというふうな気もしております。

そういうことで、ただ単に最終ということできなしに、ご意見等々も議会からいただくということもあっての、こういう措置だというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。なお、文言の統一の問題でございませうけども、連携が取れておりませんで、それぞれの市議会の議員、または市議会議員というような表現になっておりますけども、今後気を付けたいというふうに思いますので、今回はご理解をいただきたいというふうに思います。学識経験のある者という表現と学識経験者、またその下の市議会の議員、また市議会議員と。「の」があるのとないのと、表現の違いがございませうけれども、いずれも条例としての間違いではないというふうに思いますので、今回はご理解いただきたいと思っております。次回以降、こうした表現については統一を取っていきたいと考えております。

崎岡議長 他に質疑はありますか。

鳴石議員 議長、71番。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 この条例案策定に当たって、部長は旧6町のこの審議会の人選ですか、市民の代表、学識経験、行政関係者等々を参考にしてつくられたんじゃないかと思うんですが、先も意見が質問にありましたように、私は市議会議員が審議会に入るとことは好ましいことではない。選ばれた議員さんは、わしはこの議員の中から選ばれて審議会に入ると言ったら胸を張られるかもしれませんが、議会での審議会じゃないわけで、諮問するのは市長がするわけですからその審議会の中に議員が市長さんはこういう案はどうでしょうかというべき筋合いのものじゃないんです。審議し、議決をするのが議会ですから、この二重なかたちでやるということになるんです。議員が入るよりも、多くの知識を持った人たちが、この限られた人数ですが、25名の中に入れてもらって、これを審議したものを執行部も検討をして、これを議会に出して審議を願う、これが行政の筋道ではないかと思うんです。これに議員が入りますと、議員さんは政治家ですから、この計画を政治的に考えていくということが往々にして今までにあるんです。こういうことから、議員を入れるべきではない。このように私は考えます。そうは言うても議員さんを入れとった方が都合がええんだという

なら、これ仕方がないです。提案者は児玉市長ですから、私から見たらちょっと議員を小馬鹿にしたやり方ではないかと。小馬鹿にしたやり方をしないようにしてもらいたいと思うんです。新しい市の発足、初代の児玉市長ですから、この点よく考えてもらいたい。以上です。

崎岡議長 今のは意見として提案されたんですか。質問ですか。

鳴石議員 質問よ。

崎岡議長 「質問よ」ということはない。もう少し丁寧に。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 この問題についてはいろいろそれぞれにご意見があると思いますが、私は議員さんの意見をできるだけ尊重したいと、そういうことでご提案申し上げておるのでございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

鳴石議員 議長、71番。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 同じことを言いたくはないんですが、私も大きなバッチを着けておるんで、恥ずかしいから。この議員の意見を尊重したいということですが、審議会の出された計画を執行部が検討して、十分これを議会に付して時間をかけて審議をしてもらおうと。いくらでもできるじゃないですか。審議会で審議をさせて、さらにそのものをこの議会でさせるということは、よくないですよ。あなたはいいかもしれませんが、議員さんも入っている審議会で、こういう結論が出されたんですから、よろしく頼みますというようになる。こういう姑息なものの考え方をするものではない。もっと初代市長ですから、歴史に残る初代市長ですから、もっと堂々と議案の提案をされるように。以上。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

崎岡議長 37番、熊高昌三君。

熊高議員 はい、37番、熊高ですが、初めて鳴石議員と意見の一致をみたことで、大変光栄に思っておりますが、市長も答弁されましたのでこれ以上言いませんけども、できるだけ議員の数を減していただいて、そういった体制を組んでもらえるように要望をしておきます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

亀岡議員 議長、72番。

崎岡議長 72番、亀岡等君。

亀岡議員 この議会と執行部はですね、言うまでもなく対等に対置している機関なんですよね。市長は提案権を持つ市長がですね、提案までに積み上げてい

く計画にせよ、そういったことにですね、議員が自ら入っていると、こういうことは本来議会側に与えられたですね、神聖にして厳粛なこの審議。審議を通して物事を決めていくということからみますとですね、好ましくないんですね。どこまでも執行部と議会はですね、審議の輪を通して物事を決着を付けていくと、これが本来の在り方ですね。ですから決してこのことは好ましくない。何も近隣がそうしているからというようなことでですね、こういった構成をすべきではないと、このように思うわけでございます。私はこの案に、明確に反対の意を表するものであります。

崎岡議長 次に、本案に対する賛成の討論の発言を許します。

〔討論なし〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第55号、安芸高田市総合計画審議会条例の件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 この際、1時20分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後0時21分 休憩

午後1時20分 再開

~~~~~

日程第11 議案第56号 安芸高田市都市計画審議会条例

崎岡議長 再開いたします。

日程第11、議案第56号、安芸高田市都市計画審議会条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第56号、安芸高田市都市計画審議会条例でございます。

本案は、都市計画法第77条の2、第1号の規定に基づき、安芸高田市における都市計画行政の円滑な運営を図るため、審議会を設置するものでございます。安芸高田市都市計画審議会は、学識経験者、市議会議員、関係行政機関若しくは県の職員、市民の代表者で構成し、総合的、専門的な見地から調査や審議をする機関として設置するものでございます。

よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。



この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長  
崎岡議長  
金岡建設部長

議長。  
建設部長、金岡英雄君。

はい、失礼いたします。議案第56号、安芸高田市都市計画審議会条例についての要点をご説明をさせていただきます。まず1条では審議会を設置するということをご説明をさせていただきます。2条で所掌事務といたしまして、3つございます。市が定める都市計画に定めること、都市計画について市が提出する意見に関すること、前2号に掲げる他、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること、また組織といたしまして第3条で学識経験者、あるいは市議会議員、関係行政機関あるいは市民ということで、15人以内をもって構成をさせていただくこととしております。任期としては2年でございます。

それから4条では臨時委員について定義をしております。それから第5条の会長でございますが、審議会に会長を置き、学識経験のある者の内から委員の互選によりこれを定めるという。これにつきましては、国の方で都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令というのがございます。その中でそういう文言で整理をされておまして、こういう学識経験者の内から委員の互選により定めるということにさせていただいております。2、会長は会務を総理する。あと3で会長が指名する委員が職務を代理するというようにしております。6条が議事でございます。7条庶務、8条委任ということで、この附則としましてこの条例は公布の日から施行するということでございます。基本的には現在都市計画区域は旧吉田町の中の約80ヘクタールのみでございます。これまで吉田町でやってきておられました都市計画等について当面はご審議いただくことになろうかと思っております。以上でございます。

崎岡議長

これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

増田議員  
崎岡議長  
増田議員

議長。  
69番、増田静樹君。

1、2点ほどお尋ねをしてみたいと思います。地方自治体でございますので、前段の55号ですか、これ56号ですね。都市計画法であるとか地方自治法であるとか、様々な法の下でこうしたことは地方自治体が円滑な運営ができるという指導のもとであろうというように、私は認識をいたしておるところでございますけれども、全般的に申し上げましてこうした法律そのものが何十年前かに制定された法律が生きておることによって、安芸高田市の場合を眺めてみましたときに、市長というのは絶対の執行権を持っておるわけでございます。そうしたことを踏まえていただきながら、こうしたことのご提案をいただきましたことをとやかくは申しませんけれども、結局問題はこの手法に携わる方、推薦される方。掃除機は誰が掃除をするかと言いますと、掃除機を掃除するものはないわけ

でございます、やはりこうしたことを制定なさった以上は、市長の執行権のもとで円滑なる都市計画を立てる計画があるのか、ないのか、その点についてお尋ねいたします。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。ただ今ご質問がございましたように、都市計画等の執行につきましては、基本的には市長の権限でございます。その計画に基づいてそれが適正かつ効果的に行われるかということについて、ご審議等を願うということもこの審議会の大きな役目でございます。その所掌事務に書いてございます点につきましては、十分我々も認識して取り扱いをさせていただきたいというふうに思っております。

明木議員 議長。

崎岡議長 1番、明木議員。

明木議員 この都市計画審議会条例なんですけど、都市計画法第77条の2の第1項の規定なんですけど、これによれば絶対に設けるということは書いてないわけですね。これでいけば必要に応じて設けるという話なんですけど、審議会等が、今たくさん計画されてます。まちづくり委員会との絡みがですね、どうしてもちょっとどういうかたちで絡まってくるのかなということが1つありますのと、もう1つは審議会をつくることによってですね、たくさんのやっぱり人件費が必要になってくると思われれます。そのあたり、これからもまだまだ審議会がつけられていくのであれば、その辺のことも考えなくてはいけないんじゃないかなというふうに思われるんですけど、そのあたり執行部の方がどのようにお考えかお聞かせ下さい。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。ただ今の必要に応じてつくることができるということではないかということでございますが、基本的にはこれは旧吉田町の時点で都市計画の推進に当たって、これがつくられておりました。合併によりその名称等もそのままになっておりましたので、基本的にはそのものを継承させていただいているのが現状でございます。それから、まちづくり委員会等というお話しがございましたが、やはりこれは都市計画区域は都市計画法によって定められたものをやるということでございますので、それを基本にご審議を願うと。ただ、それが大きくはまちづくり、あるいは先ほどございました長期総合計画、市の全体計画等に当然反映もされてくるものであるもので、その点につきましては、よく連携を取って行いたいというふうに考えております。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

鳴石議員 議長、71番。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 議案第55号の第3条の市議会議員というのが入っておることから、反対をしました。56号は3条の2に市議会の議員とありますので、あくまで条例はできたとはいえ、この市議会議員を諮問委員に入れるべきではない、こういう立場から私は反対をいたします。

崎岡議長 続いて、賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第56号、安芸高田市都市計画審議会条例の件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第57号 梶矢地区水防災対策特定河川事業（第1工区）に係る財産の無償譲渡について

崎岡議長 日程第12、議案第57号、梶矢地区水防災対策特定河川事業（第1工区）に係る財産の無償譲渡についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第57号、梶矢地区水防災対策特定河川事業（第1工区）に係る財産の無償譲渡についてでございます。

本案は、梶矢地区水防災対策特定河川事業（第1工区）に伴い、計上が不整形となります土地の区画整理を実施いたし、再配置を円滑に行うため負担付き贈与の受納を受けておりました。今般この事業の完了により土地の再配置を行うため持ち込み面積に応じた面積を贈与者へ無償譲渡するものでございます。なお、区画整理完了後、贈与者へ無償譲渡する負担付き贈与の受納につきましては、合併前の高宮町において町議会の議決を受けております。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。議案第57号、梶矢地区水防災対策特定河川事業（第1工区）に係る財産の無償譲渡について、内容についてご説明をさせていただきます。今朝ほどお手元へ資料をお配りさせていただいておりますので、それを併せてご参照いただきたいと思います。再配置計画と、裏に図面を付けたものがございます。これにつきましては先ほど市長から提案理由の説明がありましたように、第1工区の事業が完了に伴いまして、持ち込み面積に応じた面積を、贈与者でございますここに相手方と書いてございます、井川様に無償譲渡するものでございます。これにつきましては、資料の方を見ていただきますと、井川茂さんのところで、持ち込み面積が計の欄で2,243.303でございます。再配置によりまして仮地番で三筆になっておりますが、2,243.2907で、0.006ほど誤差が出ておりますが、測量誤差でございます。

次のページ、図面を見ていただければと思います。参考資料の図面でございますが、字が少し小さくて見えにくいとは思いますが、色を塗っているところが井川さんの土地ということで三筆でございます。この絵は右端が作木の方、左端が甲田側ということで、そこへ再配置をさせていただくということでございます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田議員。

増田議員 先ほど部長の方から説明があったわけですが、私の記憶の中ではですね、こうして上程されるのは今回が初めてじゃないかと思えます。何が言いたいかと申しますと、私はよくわかっています。新語のような受け止め方の議員さんが多いと思うんですね。水防災事業とはという説明をですね、やはりしていただく方が、部長として懇切丁寧な説明だろうと思えます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。どうも大変失礼いたしました。水防災事業についての説明が不足しているということでございますので、これにつきましては水防災対策特定河川事業ということで、国が行います事業でございます。この事業が実施されております高宮町梶矢地区における江の川におきましては、狭隘であるため、従来の築堤による河川改修方式で施工すると、河川幅の制限から計画水位が高くなるため、堤防用地幅が広く必要となり、農地や宅地と生活基盤が多くなってしまいうことになるということから、このような状況の対策で国、県及び地元関係者と協議をさせていただいて、従来の築堤一辺倒による河川改修でなく農地への灌水がある程度起こるとしましても背後の宅地につきまして、灌水が起きないようにかさ上げをするということで、この事業を導入いただいたものでございまして、これによりまし

て、それぞれの関係者の土地の持ち込んでいただいたものを、工事完了後整理をして、また配置をさせていただくというものでございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第57号、梶矢地区水防災対策特定河川事業（第1工区）に係る財産の無償譲渡についての件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第58号 平成16年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

崎岡議長 日程第13、議案第58号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第58号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）でございます。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億135万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ259億8千778万8千円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金61万円、国庫支出金が2千403万8千円、県の支出金が5千667万6千円、繰越金1億6千757万7千円、諸収入が389万3千円、市債900万円をそれぞれ追加し、繰入金6千44万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費が4千417万9千円、民生費1千959万5千円、衛生費が1千368万3千円、労働費が4千677万6千円、農林水産業費1千586万4千円、商工費が388万6千円、消防費289万3千円、教育費が2千272万2千円、災害復旧費3千404万2千円、それぞれ追加いたしまして土木費228万6千円を減額するものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を72万8千930万円と定めるものでございます。

よろしく審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願いを申し

上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、議案第58号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算第2号に伴います要点のご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページをお開きいただきたいと思います。歳入の部でございますが、12款の分担金及び負担金、1項の分担金でございます。61万円の増額。農業用施設、農地災害発生に伴います受益者負担金の増額でございます。

次に、14款国庫支出金、1項の国庫負担金2千103万8千円の増額は児童扶養手当該当者の増に伴います児童扶養手当負担金300万円の増額及び土木災害発生に伴います現年災害復旧事業費負担金1千803万8千円を計上するものでございます。3項の委託金300万円の増額は、子どもの体力向上推進事業費委託金を計上するものでございます。

続きまして9ページでございます。15款県支出金、2項県補助金5千667万6千円の増額は、緊急雇用対策事業補助金4千677万6千円、農道等整備補助金595万円、及び農業用施設の農地災害発生に伴います県補助金といたしまして395万円を増額するものでございます。

18款の繰入金、第1項特別会計繰入金でございますが、各特別会計2千107万4千円の増額でございます。いずれも当該特別会計の前年度事業に伴います純繰越金を一般会計に繰り入れすることによるものでございます。

10ページをお開き願いたいと思います。3項の基金繰入金でございます。財政調整基金からの繰入金を8千301万4千円減額し、吉田工業団地下水処理施設修理に伴います高田地区工業団地下水処理場基金から繰入金150万円を計上するものでございます。

19款の繰越金は、前年度からの純繰越金として1億6千757万7千円を増額するものでございます。

20款の諸収入でございます。5項の雑入389万3千円の増額は、商工業振興施設高宮のパストラル集排つなぎ込み工事費に伴いますJA高田からの負担金290万円及び日本消防協会からの安全で災害に強い地域づくり推進事業費助成金として99万3千円を計上するものでございます。

11ページの21款の市債900万円の増額は、土木災害の発生に伴い、土木災害債を追加するものでございます。

続きまして、12ページをお開き下さい。歳出の部でございますが、2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費1千517万2千円の増額は8月1日の職員の人事異動に伴いまして、職員の人件費の調整をさせていただきます、また市の例規集の管理サーバーシステムを購入いたし、7

8万円を計上するものでございます。続きまして、3目の財政管理費の補正の内容でございますが、これは費目の組み替えでございます。5目の財産管理費1千179万円の増額は、庁舎の修繕費150万円、公用車の保険補償額の統一のための保険料を60万6千円、本庁舎仮設棟の建物リース料といたしまして暫定予算との調整の中で968万4千円を増額するものでございます。7目の企画費1千140万円の増額は、美土里町の北の関宿安芸高田道の駅第1用地の県有地を購入する計上するものでございます。9目の交通安全対策費の150万円の増額でございますが、交通安全の啓発用の備品を購入するものでございます。10目の諸費150万円の増額は、防犯啓発の用品購入をするものでございます。交通安全、それと防犯に関連いたしましては、今日のこうした社会状況の中で「減らそう犯罪」そういう状況の中で市の防犯連合会、また警察、各関係機関等の全面的な協力を得てですね、吉田警察を中心に「減らそう犯罪」という黄色の夏用のチョッキと言いましょか、そういうものを着用してある程度そういう推進をしていきたいというのが事業目的でございます。

続きまして、13ページの方をお願いします。3項の戸籍住民基本台帳費303万4千円の増額は、職員の人事異動に伴うものでございます。4項の選挙費は21万7千円の減額で、執行されました市長選挙、農業委員会の委員の選挙費の減額、また11月に予定されとります市議会議員選挙費1千74万2千円の増額につきましては、立候補予定見込み等の増によりまして、ポスターの掲示用の増設経費を追加するものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。3款の民生費、1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費707万1千円の増額は、福祉関係に伴います臨時職員の雇用賃金の84万円の計上、また人事異動に伴います国民健康保険特別会計繰出金623万1千円の増額でございます。2目の身体障害者福祉費48万2千円の増額は、障害者ニーズ調査実施に伴います郵送料を計上しております。3目の知的障害者福祉費27万円の増額は、知的障害者の小規模授産施設活性化事業支援費としまして増額するものでございます。10目の社会福祉施設費574万2千円の増額は、高宮高齢者生産活動センターの集落排水等のつなぎ込み等に伴います経費を計上させていただいたものでございます。2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費5万円の増額は、児童遊園地維持負担金を計上するものでございます。2目の保育所費96万5千円の増額は、吉田保育所の進入路のインターロッキングの工事費55万5千円、消毒保管庫老朽化に伴います備品の買い換え29万円、また小田東保育所の高熱水費等の12万円を増額するものでございます。

15ページをお願いいたします。4目の児童手当費でございますが、500万円の増額は、児童手当申請追加に伴います扶助費の増額でございます。6目の児童福祉施設費1万5千円の増額は宝くじ財源の遊具当選によります設置手数料を計上するものでございます。

続きまして、4款衛生費でございます。1項の保健衛生費、1目の保健

衛生総務費 349万6千円の減額は、職員の人事異動に伴いますものでございます。4目の老人保健費 607万8千円の増額は、総合検診委託費を増額するものでございます。7目の環境衛生費 960万1千円の増額は、家庭用生ゴミ処理機購入助成金 240万円の増額。簡易水道事業特別会計及び浄化槽整備事業特別会計繰出金 720万1千円を増額するものでございます。

16ページをお願いいたします。2項の清掃費、2目のし尿処理費 150万円の増額は、吉田工業団地下水処理施設の雷被害に伴います電気設備等修繕費を計上するものでございます。

5款の労働費、1項の労働諸費、1目の緊急雇用創出事業 4千677万6千円の増額は、県の補助金を受け中小企業特別委任事業として環境保全事業の委託、また生涯学習の情報データ等の作成業務委託費を計上するものでございます。

17ページをお願いいたします。6款の農林水産業費、1項の農業費、2目の農業総務費 134万3千円の減額は、職員の人事異動によるものでございます。続きまして3目の農業振興費 112万6千円の増額は、桑田の庄管理委託費を計上するものでございます。4目の畜産振興費 62万5千円の増額は、美土里町堆肥センターEM菌装置モニターの修繕、また高宮実験牧場貯水タンクの修理費等を計上でございます。なお、委託料及び工事費につきましては、堆肥センター建設に伴います設計費と工事費の費目の一部を組み替えたものでございます。5目の地域営農費 39万円の増額は、野菜価格保障に伴います広島県野菜価格安定資金協会負担金を増額するものでございます。6目の農村整備費 1千500万円の増額は、農道整備事業の追加による小規模農業基盤整備事業費 1千300万円の増額、災害対象外の詳細関係補助金 200万円を計上するものでございます。2項の林業費、2目の林業振興費 2万円の増額は森林整備地域活動支援事業、また事務費を増額するものでございます。

18ページをお願いいたします。3項の水産業費、1目水産業総務費 4万6千円の増額は、可愛川漁業負担金の増額が主たるものでございます。

7款の商工費、1項商工費、1目の商工総務費 411万4千円の減額は、8月1日の職員の人事異動によるものでございます。

19ページをお願いいたします。2目の商工業振興費 800万円の増額は、高宮町商業施設パストラルの集排つなぎ込みに伴います合併浄化槽の清掃費、また工事費を計上するものでございます。

8款の土木費、1項の土木管理費、1目の土木総務費でございますが、140万円の増額は、一般職に伴います15万円。第2分庁舎の光熱水費 140万円、事務機器リース 60万円の追加が主なものでございます。2項の道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費 546万6千円の減額は、職員の人事異動によるものでございます。

20ページをお願いいたします。4項の都市計画費、2目の公共下水道費 176万円の増額は、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下



水道事業特別会計への繰出金の増額でございます。5項の住宅費は、費目の組み替えでございます。

21ページをお願いいたします。9款の消防費、1項の消防費、1目の常備消防費99万3千円の増額は、日本消防協会の助成金を受けて実施いたします女性消防隊による災害に強い地域づくり推進事業として、消防ポンプ等の整備費を計上するものでございます。2目の非常備消防費75万円の増額は、消防団関連の防火活動等、また啓発消耗品等の増額をするものでございます。3目の消防施設費115万円の増額は、各消防団の格納庫、シャッター等に記載のある旧町の名称を新市の名称に変更する費用、73カ所になろうかと思いますが、それを変更する費用を計上したものでございます。

10款の教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費384万の増額は、スクールバス、給食運転手の社会保険料71万7千円の計上、また通学区域の弾力化適応指導教室、学校給食調理場等への課題についての学校教育改革基本計画策定委託費300万円を計上するものでございます。

次に22ページに参りまして、19の負担金補助及び交付金の12万3千円の増額でございますが、高宮教職住宅のテレビ組合加入負担金を計上するものでございます。2項の小学校費、1目の学校管理費1千765万4千円の増額は、事務局の小学校管理費に小学校の施設改修事業費として1千622万円の増額、美土里小学校の清掃業務委託42万2千円の増額、給食調理員の病気休暇等に伴います甲立小学校の臨時給食調理員賃金103万2千円を計上するものでございます。5項の社会教育費、2目の公民館費432万3千円の減額は、職員の人事異動によるものでございます。

23ページをお願いいたします。6項の保健体育費、1目の保健体育総務費393万8千円の増額は、文部科学省から委嘱を受け、子どもの体力向上推進事業を行うもので、講師謝礼、また指導教材費等の事務事業費を計上するものでございます。2目の学校給食費85万円の増額は、吉田給食センターのスポットクーラーの老朽化に伴います施設の修繕費を計上するものでございます。3目の体育施設費76万3千円の増額は、美土里B&G海洋センターの浄化槽のプレート等の修繕費を計上するものでございます。

24ページをお願いいたします。11款の災害復旧費、1目の農林水産施設災害復旧費、1目の農地災害復旧費400万円の増額で、農地災害3件、2目農業用施設災害復旧費は300万円の増額で、農地の施設災害1件の計上をいたすものでございます。この被害につきましては、台風10号、8月上旬の被害の採択をうけたものでございます。2項の土木災害復旧費、1目公共施設災害復旧費は2千704万2千円の増額で、道路1カ所、河川7カ所の災害復旧経費を計上するものでございます。

続きまして、5ページに戻っていただきたいと思っております。第2表の地方債の補正でございます。災害復旧事業といたしまして900万円を増額し、補正後の借入限度額を72億8千930万円とするものでございます。以

上で、要点の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

金行議員 議長。

崎岡議長 41番、金行哲昭君。

金行議員 はい、失礼します。41番、金行でございます。補正でこのように補正は出ております。当初、合併で当初予算でいろいろお忙しい中で予算を組まれなかった部分はあろうかと思ひます。災害とか職員の異動という分は、その都度補正を出さねばいけないとは思ひますが、当初でこの出てきてもいい分もあるのではないかとということも、総体的に思ふんですよ。そこらはどういう考えでいらっしゃるのか。当初で組まなくてはいけないのを疎かにしたのか。合併で忙しくてできなかったのか、そこらを明確に答弁していただきたいと思ひます。以上でございます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 確かにご指摘いただきますように、今回の予算につきましてはですね、緊急性のものを重要視ということで定例会の6月に上程をさせていただいてですね、数ヶ月も経たない内の補正ということで、確かにご指摘いただくものもでございます。ただ、当初で計上、確かに財源的にですね、修繕とかそういう財源の確保の中でですね、我々の段階で査定をしてないものですね、この中には大分計上されております。そういう関係で、今回の9月定例の中で財源をある程度確保した時点で最低限、また緊急性をですね、重要視させていただいて、今回の補正というものをさせていただいておりますので、どうかご理解をお願いします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 岡田です。私、8月末でおそらく地方交付税の通知が来とると思ふんですよ。あなたのところはどれだけにおよそ、およそということはない、確定こうこうですよ。これ、載っとらんということはどういう関係なのか、どうしたことなのか。それをお尋ねします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 確かに交付税は、普通交付税につきましては8月算定ということがございますが、この交付税の額の確定と言ひますのは調整額というものがございまして基本的には現時点でのですね、我々が予算を算定をする状況の中ではですね、全体を把握していなかった。概要的にはですね、調整時、手ののかからないものについてはですね、把握をさせていただいておりましたが、この普通交付税の額につきましては額の確定次第、予算のですね、補正をさせていただきたいと思っております。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 額の確定次第と言いますとですね、うちの方が準備ができとらんかったから、県と国からがあんたんとはなんぼじゃいう確定がまだ来ざったということですか。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 交付税につきましては、算定上、普通交付税の算定につきましては概要の今回初めて交付税の合併してですね、3万4千500の初めての交付税積算をさせていただいておりますが、非常に当初のですね、積算というのは非常に我々も初めての予算編成の中で、歳入の財源を確保したわけですが、基本的に額の確定はいただいております。ただ、今日の状況の中ではですね、先日来の、ある程度の調整額という状況が出ておりますので、この交付税の額というのは今後の予算の中で調整をさせていただきたいと思っております。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 しつこいようですが、もう一ぺん聞きますが、国の段階では8月をもって全国の地方自治体についての見通しがつくわけですよね。それが県に来て、安芸高田市にそのことが来るようになってくる。それが我がまちだけそういう合併で云々かんぬん言われましたけども、確定したもんが来とらんということですか。結論的に。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 額の算出のですね、修正につきましては、事務的なレベルの中ではですね、十分県の方を通じさせていただいて、国の方へ申請をさせていただいておりますが、基本の最終の調整額というものでございますので、これを待つしか今の段階ははないと思っております。以上です。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

今村議員 議長。

崎岡議長 49番、今村義照君。

今村議員 2点ほどお伺いをいたします。歳入の内、繰越金がですね、1億6千757万7千円ほど上がっているわけですが、これは15年度の最終的な繰越総額なのかが、まず1点と、それから16ページの保健衛生費の関係でございますが、環境衛生費の中でゴミ処理機のこれは補助金だろうというように思う訳ですが、そして当初よりおそらく推定120台ぐらいの追加のせいだろうと思うわけですが、この関係でですね、この補助を出すことによって生ゴミの減少、あるいはそういったことが当然考えられるわけです。そこらへんの対費用効果的なものはですね、どういったようなかたちで把握されてるのか、お伺いをいたします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 この度、特別会計も併せてですね、繰越金ということで出納閉鎖を見させていただいて精査をさせていただいてるわけですが、一般会計に伴います実質の収支額といいたいまいしょうか、これは4億6千757万8千円はですね、実質翌年度に繰り越しすべき財源をですね、差し引いた実質の収支額でございます。1億3千8万5千円の繰越財源をですね、持たせていただいておりますので、実質的に安芸高田市の平成15年度の歳入差し引きと言いたいまいしょうか、額につきましては5億9千766万3千円という状況の数字でございます。以上でございます。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 お尋ねのゴミの関係でございますが、当初予算につきましては295台を予算要求をしております、今回追加の120台分を追加させていただきたいと、このように思うておるところでございます。実際的には気候的なこともあるかもわかりませんが、295台の内、8月末時点で243台の申請がございまして、3月末までにはもう少し伸びるんじゃないかなということ、この数字、金額を要望しております。問題の償却の方でございますが、短所の方でございますが、残菜のゴミの関係ではその分だけは減っているのではなからうかと、このように思いますけども、初めての投資でもございまして、イコール焼却きれいセンターの方がこの分だけ減りましたよというのは、決算等でもまた出てくるんじゃないかなということ、このように思います。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

山本(三)議員 議長。

崎岡議長 47番、山本三郎君。

山本(三)議員 はい。ちょっと認識不足かもわかりませんが、企画費の中の道の駅の用地の取得でございますが、これは法面を買われるということですが、目的はどういうことで、その法面を買われるのか、その後の法面を買われた後には必ず何か事業が付いてまわるんじゃないかと思うんですが、そこらの点もお聞きしたいと思うんですが、この道の駅につきましては、委託料も1千220万円余り委託料も出ておりますし、またこうした一般財源でこれだけのものを取得するということについての目的と内訳を少しお聞きしたいと思いますが、よろしく願いたします。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 お答えをしたいと思います。この用地につきましては、既に美土里町の時代から造成が始まりまして、美土里町の時代にこの法面を買うということで話が進んでおり、美土里町の時代にも申請が上がったと。今年に入りまして県の方のご決定をいただいて購入という手続きをさせていただいたというような状況になっています。

当初美土里町の時代にはここに調整池とさらには商業施設関係の用地としてという計画でございました。ただ、調整池につきましては、直接下流の河川へ放流できるという環境が整いましたので、それについてはございません。必要なくなりましたけども、一応商業用地ということでございました。また、現在北の関宿にはご承知のとおり1千400万円余りのいわゆる指定管理者等の委託料を払うというふうな環境がございますので、今後の使用につきましては、これからしっかり協議をしていかないといけないというふうに思っております。なお、美土里町の時代におきましても商業用地というだけで、具体的な目的というのはなかったというようにお聞きをしております。以上です。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

泉議員 議員。

崎岡議長 46番、泉正智代君。

泉議員 46番、泉です。この度台風18号の件について、少しお尋ねをしてみたいと思うわけですが、今朝ほどいただいた資料の中で市内で2億3千万ぐらいの被害であったと。全国で2千億円ぐらいの農業被害だろうという報道もあったわけですが、おそらく激甚災害に指定されるんだろうと思います。そこでですね、災害復旧費、農用地とか農業施設については補助金が出るようになってるわけですが、実はほとんどの市内のパイプハウスのビニールがですね、破れたんだろうと思います。以前、十何年か前の29号台風の時にはですね、それぞれ各町においてビニール、破損した補填と申しますか、涙金と申しますか、見舞金がたらにですね、ビニール代の何割かを助成をされた経緯があると思います。市におかれましてはそのような考えはまったくないのか。「気の毒だったよの、悪かったですよの」と、あれで終わりなのかどうか、ご意見をお伺いしたいと思うんですが。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 先般の台風18号の被害につきましては、先ほど報告の中で市長のほうから申し上げましたが、ご質問のように、特に風台風ということで、農作物あるいはご質問がありましたように、特にパイプハウスが被災をしておる状況でございます。JAと県の地域営農課とともにですね、被害調査等を実施をしております、被害額をまとめてきております。そういった中でJAの方とも協議をさせていただきながらですね、ご質問の件につきましては検討していきたいというふうに考えております。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 69番。平成16年度の補正2号ということでございますので、1号があつて2号があるというふうなかたちの中から、2、3ほどお尋ねしたいと思っておりますけども、9月定例会ですから補正が出るだろうということは推理はいたしております。ただ平成16年度におきましては、16年度の予

算が決定をしたのが7月であったと記憶しておりますけども、すでに今日は9月の17日でございますので、行政的に申し上げますと下半期に入るとという状況だと思うんですね。いろいろと来年度の予算編成等々で、いろいろと担当の方は苦勞なされておると思いますけれども、計上なされた予算執行は、もう上半期を迎えて順調に支所、本庁とも行っておるのか、行っておらないのか、その点についてですね、ご提案いただいたことは補正の2号でございます。順調に行くととは思いますが、その点についてのお答えをいただきたいと思っております。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 ご指摘をいただきましたように、平成16年度の本予算につきましては6月の定例の中で7月に確定をさせていただき、2ヵ月等がですね、経っておるのが現状ではなかろうかと思っております。基本的に契約関連、公共事業の土木、農林、また全課部にかかりますもの等については、ある程度管理業務に伴います経常経費の総合的な委託契約、また公共工事につきましてはですね、ある程度前準備をさせていただきですね、今日の状況の中で入札執行をですね、3回ばかりさせていただき、また委託業務につきましても入札の執行を実施させていただきとるところでございます。ただ、今までは旧6町それぞれ合併前の市ではなく、町の段階でありますので、今後の市の予算編成の在り方というものにつきましては、少なくとも9月定例が終わりますとすぐ、そうした新年度予算の作業に入らなくてはいけないのではないかと思っております。確かに、16年度の予算につきましては暫定の予算をもとに各部である程度統制をとらせていただいておりますが、やはり17年度の予算編成につきましては経常経費の1からですね、積み上げた段階のもので、多少16年度の予算執行の状況の中である程度整理されるものも出てきておるんじゃないかならうかと思っております。それと同時にある程度事務執行、または予算執行もですね、職員の方の執行的には慣れてきておるのではなかろうかと思っております。そういう状況の中で、できるだけ16、17年度ですね、予算編成の方針というものを早く出し、早く着手しですね、ある程度市としての完璧なる予算をですね、計上させていただきたいというようにも思っております。ただ、まだそうは言いましても公共事業の中での用地交渉が必要な状況もございまして、それは本所、支所いろいろ連携を取りながらですね、公共事業の早期発注ということで予算の方もできるだけ早く執行させていただきたいというように考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

崎岡議長 37番、熊高議員。

熊高議員 はい。具体的な内容について、2点ほどお伺いしたいと思います、まず1点は補正予算書の12ページでございますが、10目の諸費、防犯対

策費ということで150万、この説明はありましたけども、先般も市挙げてのいわゆる市民の皆さんとの決起大会というんですかね、そういったものもやられましたし、これは国、県含めて非常に力を入れてきている状況ではありますが、これからその対策費ということで計上してありますが、その具体的な中身をもう少し詳しくお聞かせ願いたいということと、これまでも含めてこれからこの対策をやっていくことで、どういった成果なりを上げていこうかというような具体的な目標と言いますかね、当然、警察との連携等もあろうかと思いますが、その辺の見通し、あるいはこれまでそういったことをやったことよっての評価、そういったものがどんなふう  
に受け止めておられるのか。さらには今後これをさらに充実していくために、方策といいますが、その辺についてのお考えをお伺いしたいのが1点です。

2点目は予算書23ページの10款教育費の1目保健体育総務費の中で、文科省の補助事業であるということで、子どもの体力維持推進事業といいますが、これはかなりの金額が上がっておりますが、この具体的な内容、あるいはこの事業は継続的にやっていくものなのかどうか、内容についてもう少し詳細についてご答弁をいただきたいと思ひます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 ご指摘の防犯対策の関係でございます。これは交通安全、いろんな角度、消防、防災、いろんな市民のですね、安心で安全なまちづくりと言いましようか、それが基本のことだろうと思っております。今日、今まではそういう推進の事業がですね、やはり推進だけの事業でございましたけども、行政もある程度こういう交通安全とか防犯等の関わりを持っておりましたが、今日では警察の公安委員会ですね、こうした事業の取り組み方というのも重要視しております。当然、警察また我々市との行政との連携を強めることによつてのですね、市民の方が安心して暮らせるまちになるんではなからうかなという思ひはしております。というような状況の中で、いろいろ今日まで警察等のご協力を得て安全なまちづくりというようなことでいろんな子どもを対象にとか、青少年の健全育成、またそういう各種団体の皆さんの協力を得させていただいてですね、大会等の取り組みもさせていただいたところでございます。今回のこうした経費を計上させていただいておりますのも、前回の昨年でありましたが、犯罪を減らそうというその当時は合併してない旧6町の時代にですね、防犯の犯罪をなくそうということで、黄色の光るチョッキを作成をさせていただきました。各町ですね。今回これを、市になりましたんで、吉田警察と防犯連合会の方が主になりまして、これを6つの旧の町のあらゆる角度の世話をさせていただく方、そういう状況の中に輪を広げようじゃないかということで、今回この計上をさせていただいたものでございます。当然、今後の活動におきましても、安芸高田市の防犯連合会というものは一つになったわけでありまして、警察との連携を強めながらですね、市民の皆さんに安心して暮ら

せる状況を保つためにも、当然、より一層のですね、活躍も必要なのではなからうかなと思っております。それと、市民の中でも皆様、報道で聞いていただいておりますように、オレオレ詐欺のですね、状況もですね、危うくあったような状況もあったんですが、非常に家族の方の協力があってですね、被害に遭わなかったと。1件は息子さんも知っておったんですが被害に遭ったというようなことで2、3件そういうような例もございますので、こういう状況の中でありまして、各関係部局がですね、市内の民間の方、金融機関、そういう方とも防犯のかたちでは連携を取らせていただきながらですね、より一層の推進を重ねさせていただきたいというように思っております。

それと、暴力対策等ということも今日では非常に県警の方もですね、非常に強力に推進してきておりますので、今後この点につきましても十分検討を重ねながらですね、市としての対応というのをある程度検討して行かなくてはならないのではないかということで、あらゆる角度の方から研究をもう少し進めさせていただきたいというように思っております。以上でございます。

杉山教育次長 議長。

崎岡議長 教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 23ページの保健体育総務費の中の文部省の交付金事業であります子ども体力向上推進事業の関係の説明をさせていただきます。

この事業は、文科省がつくっておるものでございまして、趣旨につきましては、子どもの日常生活の場となる家庭、学校、地域社会の緊密な連携のもとに、子どもの体力の現状や生活実態を把握した上で地域の実状に応じた数値目標を設定して、その目標を上回ることを目指して実践活動を行う事業でございます。

安芸高田市になりまして、6つの町が誕生したわけですが、これまでも各町でそれぞれの町が児童の体力向上に取り組んできた経過があるわけでございます。その中にも総合型地域スポーツクラブというものや町や地元、企業等がですね、連携してスポーツに取り組んできたということでございまして、この趣旨に基づきまして今回8月に文科省の方へ計画書を出しまして、その内示が来ておるわけでございます。波及効果等による効果でございますが、継続的に運動することにより、家庭や地域におけるスポーツ習慣の形成を養うと。それからこの運動の取り組み方でございますが、一応縄跳び運動ということで取り組んで計画を出しております、跳躍力とか持久力の基礎的な運動能力が高まると。それから子どもを含めた保護者の健康意識、あるいは生活習慣改善による健康レベルの向上等をですね、この事業でやりたいというふうに考えておるわけでございます。この事業は3年間の継続事業でございますので、今年を皮切りに3年間、この事業に取り組んで参りたいというふうに考えております。以上です。

熊高議員 議長。



崎岡議長 37番、熊高議員。

熊高議員 まず、文科省の事業、懇切丁寧すぎて余計中身がわからんようになっておりますけども、400万はだから具体的に何に使うのか、端的に説明をお願いしたいと思います。

それと防犯の関係ですが、防犯連合会というのを6町一緒になって立ち上げたということですが、今後いろんなかたちで市が中心になっていくということにもなろうというようなお話でありましたが、そういった意味で事務局体制いうんですかね、そういったものも市の中にどういったふうにされるんかわかりませんが、以前合併協議の中で、交通安全、防犯も含めてそういった対策に役立つだろうということで、県警の方から職員の交流というんですかね、そういったこともご提案もあつたと思いますが、それはいろんな議論の中で立ち消えになったと思うんですが、そういった警察との連携というふうな意味からしても、非常に私個人的にはいい取り組みかなという思いがあつたんですが、最近聞いてみますと大野町であるとか、熊野町だったですかね、警察のOBの方に職員に入っていて、これは正職員ということではなしにですね、入っていて、いろんなそういった多分こういった防犯の連合会事務局あたりもされておるんだと思うんですけども、そういった取り組みで随分安い費用で成果を上げておるといふようなことも漏れ聞いておりますが、そういった方向でのさらに充実した取り組みの考えはないのかということ再度お聞きしたいと思います。文科省の方も、もう少し分かりやすく、丁寧でなくても結構ですからお願いいたします。

杉山教育次長 議長。

崎岡議長 教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 失礼をいたしました。私の方も予算の方の説明が漏れておりました。大変申し訳ありません。

23ページの報償費から旅費、需用費、役務費で計上しておりますけど、報償費につきましては、これの取り組みの実行委員会というものをつくりまして、その中のいろんな講演会、あるいは指導者の謝金等の関係で報償費を計上させていただいております。それから旅費につきましては、これは文科省の関係で直接国の方への打合せ、あるいは県等ですね、の関係で旅費の方が計上の方、多くなつておるわけでございます。それから需用費でございますが、これはこの取り組みの内容を現在協議会の中でいろいろと案を出していただいておりますけども、一応、この素案がですね、今できてきて参つておるわけでございますが、特に小学校13校を取り込んだ縄跳びの器具を購入して、それに基づいてですね、学校、保護者、地域がこれの実践をしていくという経費で、需用費の方は組ませていただいております。それから、その他役務費でございますが、家庭における生活習慣のチェック表作成の経費等でございます。何がその実践プログラムのイメージで申しますと、学校とか地域活動とかですね、授業の中で取り入れていただく、あるいはPTA等の関係でのいろんな体力向上の講演会、講

習会等も開いていただくというような関係でございます。まだ、予算が承認になっておりませんので、実践は今からでございますので、ひとつご理解のほど、よろしく願いいたします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。確かに合併協の時代の時いろいろな問題がございましたが、今市がスタートしたわけでございますので、防犯連合会につきましてはもう市として1本になるわけで、そういうところにつきましてはですね、体制を充実して進めていくような状況が必要だろうと思います。また、交通安全の方はですね、交通安全協会という状況もございますので、ちょっと角度が変わったような状況もございますので、それが即一緒ということはですね、なかなか難しいことあるかと思えますけど、我々行政の中でですね、中の交通なり、防犯関連についてはある程度一局集中型と言いましようか、そういう組織体制の中で検討していく必要があるのではなからうかと思っております。現在のそういう非常に今日の状況というものが、厳しい状況もございますので、他市、または他町、そういうところもですね、いろんな角度で研究を重ねさせていただいております。今後、より一層このことにつきましてはですね、我々研究関係機関との連携も当然必要になってきますので、十分検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

浮田議員 議長、56番。

崎岡議長 56番、浮田洋吾君。

浮田議員 56番、浮田でございます。せっかくの機会でございますので、教育委員会へちょっとお聞きしてみたいと思うんでございますが、なるほど将来を見越した子どもの体力の向上を図るといのは必要不可欠であるというように思っております。ただ、今回こうした縄跳びを取り入れられたことにつきましてはですね、普通の状態だったら例えば立ち幅跳びをやらせてみたとか、棒高跳びをやらせてみたとか、三段跳びをやらせてみたとか、したら、非常に市内の子どもの体力がこの部分じゃあ不足しとったと。だからこれを補充するために何とかええ手だてはないかということで取り組むのが、本来の姿だろうと思う。私は思います。そこで、いつかちょっと議論したことがあると思いますが、子どもの体力がですね、例えば100メートル走とか、1千メートル走のですね、今の現状、小学校、中学校の市内の現状は県に比較して、全国に比較してどの程度のレベルになっているか、ということがすぐ即答できると思います。ただ、立ち幅跳びとかですね、棒高跳びがなんぼとかというのは、そこまでは求めませんが、やはり基本的にですね、必要なからやるんだと、これを補充するために体力の向上を、ここが弱いから今後これを補充して、より以上全国のレベルに追いつくためにやるんだというな、私は事業をするのも本来の姿であろうというふうに思いますが、これについて、教育委員会の見解をお聞きしてみ

たいと思います。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 ただ今のご質問にお答えをいたします。新聞にも出ておりましたけども、もう20年ぐらい前の同じ年代の子どもと、そして現在の子どもを比較したならば、昔の方がはるかに体力があるんだという結果もでております。広島県も体力テストをやっております。全国もやっております。全国も低いんです。それよりも広島県が全体的に低いんです。安芸高田市は全体的に見ますと広島県より少しはいいんです。ただ、私が考えておりますのは、単に体力だけではない。体力というのは人間の活力に結びつくというようなものがあると思うんです。したがって、この体力づくりを通しながら勉強もできるし活力もあると、そういう子どもをつくっていきいたいということがございまして、安芸高田市で農村に住んでおるといって、最近では都市よりも運動不足があるんじゃないかという心配もしておりますから、校長会の方にも働きかけて、そして体育関係の先生方にも相談をいたしましたら、是非とも我々もやってみたいと。もし、国の方で毎年300万円予算をやるということならば、挑戦をしてみたいから是非とも頼んでみてくれということがございましたので、教育委員会として県の教育委員会の方を通して文科省の方の許可を得てやったわけです。この資金をもらいながらですね、毎年体力テストをやりながら、変化をみていきたいと、このようにも思っておりますし、国の方も学力もどうなんかということも伸びるように頑張りたいという気持ちも聞いておりますから、そういう意味で頑張りたいと。以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

浮田議員 議長、56番。

崎岡議長 56番、浮田洋吾君。

浮田議員 併せて、さっきお聞きしましたね。なるほど安芸高田市の体力は県に比べてちょっと劣ると、全国に比べて劣ると。というのは、私、例を挙げて欲しかったんですよ。と言うのがね、私八千代ですけども、八千代中学校のですね、男子の1万メートルとですね、女子の8,000メートル、要するにここらがですね、高田郡に比べてダントツで劣ると。なぜ劣るとかということでは言いましたね、その分析はまだできてなかったんで、今できたらですね、頭へ入ったたらですね、例えば1万メートルの平均が県に比べてどのくらい劣るとかということの説明が欲しかった。いうふうに思うんですよ。資料がなかったらええです。

崎岡議長 他にありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第58号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）の件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、15時まで休憩をいたします。

~~~~~

午後2時46分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~

日程第14 議案第59号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計  
補正予算（第1号）

崎岡議長 再開をいたします。

日程第14、議案第59号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第59号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算でございます。

本案は、15年度安芸高田市国民健康保険特別会計の精算と、職員の1名の増員に伴います補正予算で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2千100万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ3億1千106万5千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金が623万1千円、繰越金1億1千477万2千円をそれぞれ追加するものでございます。歳出につきましては、総務費が623万1千円、保健事業費が140万6千円、予備費1億1千336万6千円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしく審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、失礼いたします。まず要点の説明に入ります前に、お手元の方に議案の差し替えということをお願いをしておりますけども、9ページので

すね、補正予算給与費明細書をちょっと差し替えていただきたいと思います。内容につきましては、訂正箇所等表示してあるとおりでございます。よろしく願いいたします。

それでは、概要についての説明をいたします。まず6ページをお開き下さいませ。歳入でございますが、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1の一般会計の繰入金の623万1千円の補正額をお願いしております。これは職員給与費等の繰入金でございます。1名、国保会計の方への1名増の繰入金でございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、1目の療養給付費の交付金繰越金の補正額580万6千円でございますが、これは療養給付費交付金の繰越金でございます。15年度の精算したものでございます。2目のその他の繰越金といたしまして1億896万6千円をお願いしております。

それから次のページ7ページの歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、1目の一般管理費補正額623万1千円お願いをいたしております。これにつきましては、総務一般管理費の一般職員の人件費部分が623万1千円でございます。それと、備品の方減額いたしまして需用費の方、それから旅費の方へ振り替えをさせていただいております。旅費につきましてはレセプト点検員さん、それから一般職員の出張旅費、それから需用費につきましては保険証の印刷代でございます。

それから次の款6保健事業費、項1保健事業費、1目保健衛生費普及費でございますが、補正額140万6千円、これは今回ですね、需用費の方で大きいものとして、需用費の方で95万円ございますが、これは実は今度10月3日の日にですね、安芸高田市合併記念行事としまして、安芸高田市いきいき健康福祉祭りというものを開催いたします。これにつきましては、国保連合会の方にですね、合併イベント共催支援事業というものが、今年16年度から新規に始まりまして、この支援事業も対等合併で合併があった市町村ですね、そういうところへの支援事業ということで、今年から始まっております。それが今年につきましては、三次市と安芸高田市にこういう事業をぜひやりたいということでお話しがございまして、それでこれは国保連合会の方にも費用を出していただけるということで、取り組みを計画をいたしております。そういうかたちで需用費の中のいきいき健康福祉祭りの方へ65万円、それから18節の備品購入費がございまして40万円、これは医療費の分析コンピューターを購入したいということで40万円お願いをいたしております。そしてさっきの需用費の95万円の差額分ですね、65万円が福祉祭りの方で、後の30万円は医療費と医療費の分析をするための諸々の費用でございます。

それから次のページの8ページの款10の予備費、項1予備費、1目の予備費でございますが1億1千336万6千円をお願いをいたしております。予備費の方への計上でございます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田議員。

増田議員 議案第59号ということで、1、2点ほどお尋ねしてみたいと思います。先ほど部長の方からご説明いただきましたけども、6ページのその他の繰越金1億896万6千円、ただ単純にですね、これだけの繰越金がありましたよと言われてもね、ちょっと私にはわからないんですよ。億以上のね、繰越金をもう少し懇切丁寧な説明はできないものですか。あなたは分かっておられるかもしれませんが、私にはわかりません。補正ということで繰越金と言われたら、もう少し懇切丁寧に説明していただきたい。

行政のね、根幹となす歳入でしょ、歳入あってこそ歳出ができるんですよ。おたくさん事務レベルではね、ちっぽけな数字だと思われませんか。わかりませんが、我々のレベルでは億以上の金はかなりな金額になるんですよ。これこれがありましたよと、その根拠を、もう少し懇切丁寧に説明して下さい。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、失礼いたします。ただ今の質疑でございますが、その他の繰越金でございますね、1億896万6千円、これは15年度の国保会計の精算した繰越金でございます。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田議員。

増田議員 それでは言葉を重ねます。その中身をもう少しおっしゃって下さいということと、この金額の中には国保税、おそらく未収があるはずなんです。これが入っておるのか、おらないのか、そこら具体的にね、15年度の繰越金だということは私、よう分かっております。分かっておるんですけど、もう少しこうした、こういう数字のことでこうなってきたんだというね、それを説明して下さいと言っとるんですよ。

崎岡議長 暫時休憩いたします。

~~~~~  
午後3時12分 休憩

午後3時24分 再開  
~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、大変失礼いたしました。ただ今のその他の繰越金のところがございますけども、15年度の各旧町ですね、決算、16年の2月末までの決算につきましては、差し引きマイナスが出ておまして、安芸高田市に3月1日に合併をいたしまして1ヵ月分の安芸高田市としての国保会計、それを精査いたしまして、今回、15年度の決算を出しました結果、歳入

総額、そして歳出総額で併せまして1億1千477万3千34円の収支が出ております。その中の療養給付費の繰越分とその他の繰越に分けまして、そういうかたちになっております。それと未収金についてはこの中には入っておりません。すいません。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田議員。

増田議員 はい。重ねてお尋ねいたします。15年度につきましては、決算につきましては例のないこの会計を問わず二重決算になっるとということは承知をいたしております。そのことを踏まえてこうした数字になってきたんだという説明であって、であるから二重決算の内訳につきましては、いずれ決算の時期があるように思います。その時にお伺いすることにしまして、大体わかりました。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 私は旧向原町、現安芸高田市向原ですが、合併をして国保税がわしは2万円ほど上がったと。金額はちょっと覚えとらんが、上がった、上がったと言う人が多いんですよ。合併しても一つもええことはない。私はどういふふうに説明したらええんかわからんわけなんで、だから私は合併しても一つもええことはないよと、合併せん方がええんだと言うんですが、合併をしたからにはやはりこの住民の皆さんに納得をしてもらわんといけないと思うんです。ああいう国保税の下がった旧町もあるかも知りませんが、向原町はなぜ国保加入者が税が引き上げになったのか、ご説明をお願いいたします。

崎岡議長 今の質問のお答えいたします。

補正予算とちょっと関係がはなれておるよう感じますので、次の...

鳴石議員 議長はそういうことを言われますが、こういう繰り越しをする、1億の繰り越しをするような金があるなら、上げる必要はないわけなんですよ。それで、議長に言いますが、向原出身の議長ですからあまり言いたくはないんですが、建設のとか、水道の関係で私は発言しとるんではないんです。国保の会計だから、国保に関係しとる国保税がなぜ向原、他も上がったところもあるかもしれませんが、上がるとるんかというんで、何も関係ないことはないんです。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 廣政克行市民部長。

廣政市民部長 国保税の件でございますが、簡単に申し上げますと、各町からの基金の持ち寄り、これは大体でございますが9億1千900万程度の6町の持ち寄りがございます。原則といたしますと、この基金によってそれぞれ各町、仰せのとおり国保税についてはバラツキがあります。そのバラツキというのは何かと言いますと、本来の税率というものが大体ありますけども、特に介護保険につきましては平成12年度だったですか、できまして、その

率以来、その基金の運用によって改正されてない町もはっきり言ってございます。その中で先ほど言いました9億1千900万円程度の基金を約5億5千万程度、これは国保の1つの会計上組合の中で有事の場合に大体これぐらいの3ヵ月分のお金が要るだろうというかたちで残しておるのが現状でございます。残りの1億5千万、それぞれの1億4千万、それぞれその年度を分けましてですね、一ぺんにその税率に、元の安芸高田市としての税率に持っていくことを補充するためにこの基金を運用させていただいて、この度ある程度、まだ本当ならどの町も今、上がっております。ただ、上げ幅の大きい小さいは、それぞれの町の努力によりまして、基金の充当でまかなっておられるのが現実でありまして、いつでしたかちょっと忘れましたが、7月末に審議会等、これを県の方へ報告させていただきまして、この税率等確認していただきました。今回の税率につきましては、基金の充当額を3年、5年程度ぐらいでこの正規な税率に戻そうということで、1億5千万円程度の充当して税率を各町とも抑えとるという現状がございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第59号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第60号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業

特別会計補正予算(第1号)

崎岡議長 日程第15、議案第60号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第60号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算でございます。



本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ781万円を追加し、歳入歳出それぞれ5億3千568万2千円とするものでございます。

歳入につきましては繰入金が76万円、繰越金が705万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては総務費76万円、諸支出金705万円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、失礼いたします。議案第60号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、要点のご説明を申し上げます。

まず6ページをお願いいたします。歳入でございますが、6款の繰入金、一般会計繰入金といたしまして76万円、7の繰越金としまして平成15年度からの繰越金といたしまして、繰越剰余金でございますが、705万円を追加をさせていただきたいというものでございます。

歳出でございますが、1款の一般管理費の公債費でございますが、今回の合併によりまして消費税の申告時期が2月末と3月末に分かれた関係で、2月末までにつきましては還付の方が多くなっておりますが、3月につきましては、納税額が増大いたしましたので76万円の追加をお願いをするものでございます。4の諸支出金につきましては、平成15年度の精算分といたしまして705万円を一般会計へ繰り出すものでございます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第60号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第61号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算(第1号)

崎岡議長 日程第16 議案第61号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第61号でございます。平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千571万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ9億371万8千円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金100万円、繰越金が1千20万8千円、諸収入が450万7千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費300万7千円、施設費250万円、諸支出金1千20万8千円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしく審議の上、適当な議決を賜りますようお願いいたします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第61号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、要点のご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、6款の繰入金、1一般会計繰入金といたしまして100万円、7の繰越金といたしまして15年度からの繰越金で1千20万8千円でございます。

8款諸収入の消費税還付金307万円、またその他の雑入でございますが、落雷によりまして機器が壊れた物に対します保険料として150万円を追加させていただきたいとするものでございます。

歳出でございますが、7ページをお願いいたします。1款総務費の一般管理費の公債費でございますが、これも先ほど公共下水でお話しさせていただきましたように、消費税の申告時期が2月末と3月に分かれた関係で、3月期における消費税の還付額が増額いたしました。このため300万7千円を追加させていただきたいものでございます。

2款の施設費、施設管理費、需用費の150万につきましては向原処理区で向原町中央浄化センターの落雷による被災によりまして、水位計給水装置が作動不能となったものが主なものでございます。その修理費でござ

います。また役務費といたしましては100万円、甲田町の汚水量の増加に伴う処理手数料の追加をお願いさせていただいたものでございます。

4款の諸支出金につきましては、平成15年度の精算分として1千20万8千円を一般会計へ繰り出すものでございます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

金行議員 議長、41番。

崎岡議長 41番、金行哲昭君。

金行議員 失礼します。1点お聞きします。7ページの向原処理区の落雷によって150万の修理費ですかね、出ておりますが、これは避雷針か避雷器とかいうことで防ぐことができるのか。この分が甲田町のそういう件でも幾度か聞いたんですが、そういうものも避雷器等々で、今後そういうもんが防げるもんか、それともこれだけの修理費がかかるもんかいうのを1点お聞きします。以上でございます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、ただ今のご質問にお答えいたします。基本的には避雷器等も付けておりますが、今回、また後の所のご提案をさせていただいてるんですが、今回の雷、かなりひどくて、機器に支障が来たものがございます。できるだけそういうことがないようにという予防措置はさせていただいてるんですが、そういう状況にございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第61号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第62号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業

特別会計補正予算(第1号)

崎岡議長 日程第17、議案第62号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特

別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第62号でございます。平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第1号でございますが、本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ565万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ3億4千682万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金が389万円、繰越金が176万2千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費389万円、諸支出金176万2千円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしく審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第62号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第1号について、要点のご説明を申し上げます。

議案の6ページをお願いします。まず歳入でございますが、6款の繰入金、2一般会計繰入金といたしまして389万円。

7款繰越金に平成15年度からの精算といたしまして繰越金176万2千円を追加させていただいております。

歳出でございますが、1款総務費の一般管理費の公課費でございますが、これもこれまでと同様に2月末と3月末の消費税の申告時期が2つに分かれましたので、そのため3月期の消費税還付額が追加が生じたため、389万円を追加させていただくものでございます。

4款の諸支出金につきましては平成15年度精算分として176万2千円を一般会計へ繰り出すものでございます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第62号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)の件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第63号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業

特別会計補正予算(第1号)

崎岡議長 日程第18、議案第62号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第63号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第1号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ798万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ18億5千964万5千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金が331万1千円、繰越金が177万円、諸収入が290万6千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、施設費621万7千円、諸支出金177万円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしく審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第63号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、要点のご説明を申し上げます。

まず6ページをお願いいたします。歳入でございますが、6款の繰入金、これは一般会計から繰入金331万1千円でございます。

7款繰越金、15年度からの繰越金としまして177万円。

8款諸収入、雑入でございますが290万6千円、これは美土里、甲田、向原のそれぞれの施設落雷等によります被害の保険金で保険料でございます。

次に歳出でございますが、2款の施設管理費で需用費といたしまして571万7千円。これは、美土里、甲田、向原の修繕料でございます。それ

から原材料費は八千代給水区の緊急対応の資材の購入費でございます。

4款の諸支出金でございますが、15年度の精算で一般会計へ177万繰り出しをさせていただいております。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第63号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第19 議案第64号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業

##### 特別会計補正予算(第1号)

崎岡議長 日程第19、議案第64号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第64号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算第1号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ719万5千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金が28万5千円、諸収入が30万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費28万5千円、施設費30万円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしく審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第64号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)の要点についてご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳入でございますが、7款繰越金、15年度からの繰越金といたしまして28万5千円。

8款諸収入、雑入でございますが、これは施設へ落雷がございました保険金30万でございます。

それから歳出でございますが、1款総務費の一般管理費で繰出金といたしまして28万5千円、これは総務管理費でございます。

2款施設費の施設管理費のところ、需用費で30万、これは飲料水供給施設の施設福田地区でございますが、落雷のための施設修理費30万でございます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第64号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)の件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 発議第12号 有料老人ホーム等への住所地特例の適用など

介護保険制度の改善を求める意見書について

崎岡議長 日程第20、発議第12号、有料老人ホーム等への住所地特例の適用など介護保険制度の改善を求める意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

藤井議員 議長。

崎岡議長 38番、藤井昌之君。

藤井議員 発議第12号、有料老人ホーム等の特定施設入所者生活介護への住所地特例の適用など、介護保険制度の改善を求める意見書について、提案理由

の説明をいたします。

近年、高齢化の一層の進展に伴い、高齢者等の入所施設も年々増加してきており、入所希望者やその家族にとりましては大変喜ばしいことでもあります。一方、そのことは高齢転入者の増加ということであり、国保並びに介護保険財政への影響が極めて大きいことから、養護及び特別養護老人ホーム入所者については、元の住所地の市町村が保険事業を行うという住所地特例が適応され、地元市町村の財政負担の軽減が図られております。しかしながら、有料老人ホームは地元市町村及び県においても、許認可権限の及ばない施設であり、また住所地特例施設にも該当しないため、その建設が大都市やその周辺市町村で大きな問題となっております。こうした状況において、突如安芸高田市八千代町へ320床の有料老人ホーム設置計画書が県に提出され、市の要請、県の行政指導にもかかわらず、設置主体は計画を進めてきております。

施設ができることにより、市税の増収、雇用、物資購入に伴う地域経済への波及効果は期待できるものの、この度計画されている施設は、安芸高田市の高齢化率を約1%近くも増加させる規模で、本市のような被保険者の少ない自治体においては、他市町村からの利用転入者が定員の大多数であると見込まれ、こうした転入者が直接市民の介護保険料を高騰させるとともに、安芸高田市の介護保険財政に与える影響は大きいものがあると考えられます。計画書に基づく試算におきましては、安芸高田市の高齢者1人あたり介護保険料月額387円、国保保険料月額216円の負担増が予想され、安芸高田市財政へも介護保険においては、約3千940万円、老人保健においては約1千330万円の負担増が予想されます。

地域の介護保険制度の安定的な運営を確保するためには、住所地特例制度の拡充や市町村への事業者指導、権限の拡充など、介護保険制度の一層の改善が急務であり、意見書を提出するものでございます。何とぞ、ご決議いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔異議なし〕  
ご異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕  
討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより発議第12号、有料老人ホーム等への住所地特例の適用など、介護保険制度の改善を求める意見書についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕



挙手多数であります。

よって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 お諮りします。

議事の都合により、9月18日から9月20日まで3日間を休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、9月18日から9月20日まで3日間を休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労様でした。

~~~~~

午後4時4分 散会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員